

Q001

酒類の定義・分類 &gt; 酒類の定義・品目判定 | 難易度：基礎

問題：酒税法上の「酒類」の基本的な定義として最も適切なものはどれか。

ア：アルコール分1度以上の飲料で、薄めて又は溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる一定のものも含む。

イ：アルコール分0.5度以上のすべての液体。

ウ：アルコール分20度以上の飲料だけ。

エ：発酵によって製造された飲料だけ。

答え・解説

正答：ア

ア：酒税法はアルコール分1度以上を基本線とし、一定の希釈可能物・粉末状物も含める。

イ：基準は1度である。

ウ：20度は自家混和特例等の別論点である。

エ：蒸留酒等も酒類に含まれる。

総合解説：品目判定の前に、まず酒税法上の酒類に該当するかを確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q002

酒類の定義・分類 &gt; 酒類の定義・品目判定 | 難易度：基礎

問題：酒税法上の酒類の分類について正しいものはどれか。

ア：醸造酒・蒸留酒の2種類だけに分類する。

イ：発泡性酒類・醸造酒類・蒸留酒類・混成酒類の4種類に分類し、さらに17品目に区分する。

ウ：5種類12品目に分類する。

エ：17種類4品目に分類する。

答え・解説

正答：イ

ア：発泡性・混成も独立した種類である。

イ：酒税法は製法・性状等に着目して4種類、さらに17品目に区分する。

ウ：数が異なる。

エ：種類と品目の関係が逆である。

総合解説：税率適用では種類だけでなく品目判定が重要になる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q003

酒類の定義・分類 &gt; 酒類の定義・品目判定 | 難易度：基礎

問題：米、米こうじ及び水を原料として発酵させてこした酒類で、アルコール分18度であり他の要件も満たす。品目として最も適切なものはどれか。

ア：合成清酒。

イ：その他の醸造酒。

ウ：清酒。

エ：みりん。

答え・解説

正答：ウ

ア：合成清酒はアルコール等とぶどう糖等を用いる別品目である。

イ：清酒の固有定義に該当する。

ウ：米・米こうじ・水を発酵させてこしたものでアルコール分22度未満等の要件を満たすものは清酒である。

エ：みりんは製法・成分要件が異なる。

総合解説：清酒は原料、発酵・こし、アルコール分の組合せで判定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q004

酒類の定義・分類 &gt; 酒類の定義・品目判定 | 難易度：標準

問題：アルコール、焼酎又は清酒とぶどう糖等を原料として製造し、香味・色沢等が清酒に類似し、アルコール分15度、エキス分5度以上等の要件を満たす酒類は原則どの品目か。

ア：清酒。

イ：みりん。

ウ：リキュール。

エ：合成清酒。

答え・解説

正答：エ

ア：清酒は米等の発酵・こしが中心である。

イ：みりんはエキス分40度以上等の別要件である。

ウ：合成清酒の固有定義が優先する。

エ：清酒類似の性状を持ち、16度未満・エキス分5度以上等の要件を満たすものは合成清酒である。

総合解説：性状が似ていても原料・製法・成分で清酒と合成清酒を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q005

酒類の定義・分類 &gt; 酒類の定義・品目判定 | 難易度：基礎

問題：アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留し、焼酎から除かれる原料・製法には該当せず、アルコール分35度の酒類を製成した。品目として最も適切なものはどれか。

ア：連続式蒸留焼酎。

イ：単式蒸留焼酎。

ウ：原料用アルコール。

エ：ウイスキー。

答え・解説

正答：ア

ア：連続式蒸留機による蒸留でアルコール分36度未満等の要件を満たすものは連続式蒸留焼酎である。

イ：蒸留機の種類が異なる。

ウ：45度超等の定義ではない。

エ：ウイスキーの固有原料要件がない。

総合解説：蒸留機の種類とアルコール分上限を同時に確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q006

酒類の定義・分類 &gt; 酒類の定義・品目判定 | 難易度：標準

問題：アルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機で蒸留し、焼酎から除かれる原料・製法には該当せず、アルコール分40度である。品目として最も適切なものはどれか。

ア：連続式蒸留焼酎。

イ：単式蒸留焼酎。

ウ：原料用アルコール。

エ：果実酒。

答え・解説

正答：イ

ア：連続式蒸留機ではない。

イ：単式系の蒸留でアルコール分45度以下等の要件を満たすものは単式蒸留焼酎である。

ウ：45度を超えていない。

エ：蒸留酒である。

総合解説：単式蒸留焼酎は45度以下という上限を押さえる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q007

酒類の定義・分類 &gt; 酒類の定義・品目判定 | 難易度：基礎

問題：米、米こうじに焼酎を加えてこした酒類で、アルコール分14度、エクス分42度であり他の要件も満たす。品目として最も適切なものはどれか。

ア：清酒。

イ：合成清酒。

ウ：みりん。

エ：雑酒。

答え・解説

正答：ウ

ア：清酒は発酵工程等が異なる。

イ：合成清酒は清酒類似性等が中心である。

ウ：みりんは一定の原料・製法に加え、15度未満・エクス分40度以上等の要件を持つ。

エ：みりんの固有定義に該当する。

総合解説：みりんはエクス分40度以上という特徴的な要件を持つ。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q008

酒類の定義・分類 &gt; 酒類の定義・品目判定 | 難易度：応用

問題：麦芽、ホップ、水及び法令上認められた副原料を用いて発酵させ、アルコール分5度、麦芽比率60%で、香味料等の限度要件も満たす発泡性酒類は原則どの品目か。

ア：発泡酒。

イ：その他の醸造酒。

ウ：スピリッツ。

エ：ビール。

答え・解説

正答：エ

ア：この設例はビール要件を満たす。

イ：発泡性酒類としてビールの固有定義が優先する。

ウ：蒸留酒ではない。

エ：ビールは麦芽比率50%以上等の要件を満たす一定の発泡性酒類である。

総合解説：令和8年度出題ポイントでも発泡酒の定義が問われ、ビールとの境界が重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q009

酒類の定義・分類 &gt; 酒類の定義・品目判定 | 難易度：標準

問題：ぶどうを発酵させて製成した果実酒に、製成後さらに糖類を混和し、甘味果実酒の法定要件を満たす酒類となった。品目として最も適切なものはどれか。

ア：甘味果実酒。

イ：果実酒のまま。

ウ：清酒。

エ：その他の醸造酒。

答え・解説

正答：ア

ア：果実酒に糖類又はブランデー等を混和した一定のものは甘味果実酒に区分される。

イ：混和後に別の固有定義へ該当する。

ウ：米原料ではない。

エ：固有品目定義が優先する。

総合解説：品目判定は原料だけでなく製成後の混和も影響する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q010

酒類の定義・分類 &gt; 酒類の定義・品目判定 | 難易度：標準

問題：発芽させた穀類と水で糖化・発酵させたアルコール含有物を、留出時アルコール分95度未満で蒸留し所定要件を満たす酒類は原則どの品目か。

ア：ブランデー。

イ：ウイスキー。

ウ：原料用アルコール。

エ：果実酒。

答え・解説

正答：イ

ア：ブランデーは果実等を発酵・蒸留する。

イ：発芽穀類を糖化・発酵後、95度未満で蒸留するものはウイスキーの中心的定義である。

ウ：ウイスキーの固有定義に該当する。

エ：蒸留酒である。

総合解説：ウイスキーとブランデーは蒸留原料の違いを押さえる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q011 酒類の定義・分類 &gt; 酒類の定義・品目判定 | 難易度：基礎

問題：酒税法上の原料用アルコールの定義概要として最も適切なものはどれか。

ア：発酵だけで製成したアルコール分20度未満のもの。

イ：連続式蒸留したアルコール分35度のもの。

ウ：アルコール含有物を蒸留した酒類で、原則としてアルコール分45度を超えるもの。

エ：果実を発酵させただけのもの。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：発酵酒ではない。

イ：35度なら連続式蒸留焼酎等が問題となる。

ウ：原料用アルコールは蒸留酒でアルコール分45度超が基本である。

エ：果実酒等の定義である。

総合解説：高アルコール域では原料用アルコールの判定が重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q012 酒類の定義・分類 &gt; 酒類の定義・品目判定 | 難易度：標準

問題：麦芽を原料の一部として発酵させ、発泡性を有し、アルコール分5度であるがビールの要件を満たさない酒類は原則どの品目か。

ア：ビール。

イ：その他の発泡性酒類という独立品目。

ウ：その他の醸造酒。

エ：発泡酒。

## 答え・解説 正答：エ

ア：ビール要件を満たしていない。

イ：その他の発泡性酒類は17品目の独立品目ではない。

ウ：発泡酒の固有定義が優先する。

エ：麦芽・麦・ホップ等を原料の一部とする発泡性酒類でビールに該当しない一定のものは発泡酒である。

総合解説：発泡性酒類の中でビール・発泡酒・その他の発泡性酒類を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q013

酒類の定義・分類 &gt; 酒類の定義・品目判定 | 難易度：標準

問題：他の固有品目に該当しない酒類で、酒類と糖類等を原料とし、エクス分3度でリキュールの要件を満たす場合の品目として最も適切なものはどれか。

ア：リキュール。

イ：スピリッツ。

ウ：粉末酒。

エ：原料用アルコール。

答え・解説

正答：ア

ア：リキュールは酒類と糖類等を原料とした酒類でエクス分2度以上等の要件を満たす。

イ：スピリッツは原則エクス分2度未満である。

ウ：粉末状ではない。

エ：高アルコール蒸留酒の定義ではない。

総合解説：エクス分2度が重要な境界の一つである。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q014

酒類の定義・分類 &gt; 酒類の定義・品目判定 | 難易度：応用

問題：酒税法上の粉末酒と雑酒について最も適切な説明はどれか。

ア：粉末酒はアルコールを含まない粉末、雑酒はすべての発泡酒をいう。

イ：粉末酒は溶解してアルコール分1度以上の飲料とできる粉末状のもの、雑酒は他の品目のいずれにも該当しない酒類である。

ウ：粉末酒と雑酒はいずれも酒類ではない。

エ：雑酒は米を原料としたものだけをいう。

答え・解説

正答：イ

ア：定義が誤っている。

イ：粉末酒には独自定義があり、雑酒は17品目の残余区分である。

ウ：両者とも酒類の品目である。

エ：原料を米に限定しない。

総合解説：固有定義を順に検討し、該当しない酒類が雑酒となる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q015

酒類の定義・分類 &gt; アルコール分・エクス分等 | 難易度：基礎

問題：酒税法上の「アルコール分」の定義として正しいものはどれか。

ア：温度20度で重量100g中のエタノール重量。

イ：温度15度で原容量1,000分中の水の容量。

ウ：温度15度の時において、原容量100分中に含有するエチルアルコールの容量。

エ：糖分を含めた不揮発性成分の重量。

答え・解説

正答：ウ

ア：重量百分率ではない。

イ：基準は100分である。

ウ：アルコール分は15 で容量百分率として定義される。

エ：これはエクス分の説明に近い。

総合解説：品目要件・税率加算の基礎となるため定義を正確に押さえる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q016

酒類の定義・分類 &gt; アルコール分・エクス分等 | 難易度：標準

問題：アルコール分20度の酒類100mLについて、定義上含まれる純エチルアルコールの容量は何mLか。  
温度15度で考える。

ア：2mL。

イ：50mL。

ウ：80mL。

エ：20mL。

答え・解説

正答：エ

ア：20%を10分の1にしている。

イ：半量ではない。

ウ：水等の容量と取り違えている。

エ：20度は原容量100分中にエチルアルコール20容量を含むことを意味する。

総合解説：アルコール分の度数は容量百分率である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q017

酒類の定義・分類 &gt; アルコール分・エクス分等 | 難易度：基礎

問題：酒税法上の「エクス分」の定義として正しいものはどれか。

ア：温度15度の時において、原容量100立方センチメートル中に含有する不揮発性成分のグラム数。

イ：100mL中のエチルアルコールのmL数。

ウ：1L中に含まれる水の重量。

エ：酒類の総重量から容器重量を引いた値。

答え・解説

正答：ア

ア：エクス分は15 で100cc中の不揮発性成分のグラム数で表す。

イ：これはアルコール分の説明である。

ウ：水重量の定義ではない。

エ：内容量の定義ではない。

総合解説：糖分・アミノ酸等の不揮発性成分がエクス分を構成する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q018

酒類の定義・分類 &gt; アルコール分・エクス分等 | 難易度：標準

問題：エクス分5度の酒類100ccには、定義上、不揮発性成分が何g含まれることを意味するか。

ア：0.5g。

イ：5g。

ウ：50g。

エ：95g。

答え・解説

正答：イ

ア：10分の1ではない。

イ：エクス分1度は100cc中の不揮発性成分1gを意味する。

ウ：10倍ではない。

エ：残り容量を示すものではない。

総合解説：エクス分は100cc当たりg数として定義される。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q019

酒類の定義・分類 &gt; アルコール分・エクス分等 | 難易度：標準

問題：清酒類似の性状を持つ酒類について、合成清酒の代表的な成分要件として最も適切なものはどれか。

- ア：アルコール分22度未満、エクス分40度以上。
- イ：アルコール分36度未満、エクス分2度未満。
- ウ：アルコール分16度未満、エクス分5度以上等。
- エ：アルコール分1度未満、エクス分0度。

答え・解説

正答：ウ

ア：みりん等と混同している。  
イ：焼酎・スピリッツ等と混同している。  
ウ：合成清酒には16度未満・エクス分5度以上等の要件がある。  
エ：酒類の定義にも反する。  
総合解説：品目判定では原料・製法に加えて成分境界も確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q020

酒類の定義・分類 &gt; アルコール分・エクス分等 | 難易度：標準

問題：みりんの定義に関する代表的な成分要件として最も適切なものはどれか。

- ア：アルコール分16度未満、エクス分5度以上。
- イ：アルコール分20度未満、エクス分2度以上。
- ウ：アルコール分45度超、エクス分2度未満。
- エ：アルコール分15度未満、エクス分40度以上等。

答え・解説

正答：エ

ア：合成清酒に近い。  
イ：その他の醸造酒に近い。  
ウ：原料用アルコール等と混同している。  
エ：みりんは15度未満かつエクス分40度以上等という高エキスの要件を持つ。  
総合解説：合成清酒とみりんは混成酒類でも成分要件が大きく異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q021 酒類の定義・分類 &gt; アルコール分・エクス分等 | 難易度：基礎

問題：その他の醸造酒の定義概要に含まれる代表的な成分要件として正しいものはどれか。

- ア：アルコール分20度未満、エクス分2度以上。
- イ：アルコール分45度超、エクス分2度未満。
- ウ：アルコール分16度未満、エクス分5度以上。
- エ：アルコール分15度未満、エクス分40度以上。

## 答え・解説 正答：ア

ア：その他の醸造酒は20度未満・エクス分2度以上等の要件を持つ。  
イ：蒸留酒の領域である。  
ウ：合成清酒に近い。  
エ：みりんの要件である。  
総合解説：エクス分2度は品目判定の重要な境界である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q022 酒類の定義・分類 &gt; アルコール分・エクス分等 | 難易度：応用

問題：他の固有品目に該当しない酒類について、エクス分1.9度のものと2.0度のものを比較した場合の基本的な判定として最も適切なものはどれか。

- ア：両方とも必ずリキュール。
- イ：前者はスピリッツ側、後者は酒類と糖類等を原料とするなど他要件を満たせばリキュール側の境界となる。
- ウ：両方とも必ずスピリッツ。
- エ：2度という数値は品目判定に使わない。

## 答え・解説 正答：イ

ア：1.9度は2度未満である。  
イ：スピリッツは原則2度未満、リキュールは2度以上等の要件を持つ。  
ウ：2.0度は2度以上である。  
エ：重要な成分境界である。  
総合解説：境界値では「未満」と「以上」を正確に区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q023

酒類の定義・分類 &gt; 混和・製造該当性 | 難易度：基礎

問題：酒税法解釈上の「混和」の意義として最も適切なものはどれか。

ア：酒類を別の容器へ移し替えるだけの行為。

イ：酒類のラベルを貼り替えるだけの行為。

ウ：酒類に他物を投入することにより酒質に変化を来させる行為。

エ：木製樽で通常貯蔵し自然に成分が浸出するだけの行為。

答え・解説

正答：ウ

ア：詰替えだけでは混和ではない。

イ：表示変更だけでは混和ではない。

ウ：他物投入により酒質を変化させることが混和の基本である。

エ：樽貯蔵による自然浸出は通達上混和としない。

総合解説：混和該当性は他物投入と酒質変化を軸に判断する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q024

酒類の定義・分類 &gt; 混和・製造該当性 | 難易度：応用

問題：酒類に他物を混和した結果、混和後の酒類が混和前と同一品目のままであった。この場合の第43条のみなし製造について最も適切な説明はどれか。

ア：品目が変わらなければ絶対に製造にはならない。

イ：同一品目なら必ず非課税となる。

ウ：同一品目なら製造免許は常に不要となる。

エ：同一品目のままであっても、法定のみなし製造の対象となり得る。

答え・解説

正答：エ

ア：品目変更だけで決まらない。

イ：課税の有無は別途判定する。

ウ：免許不要とは限らない。

エ：通達は混和後のものが混和前と同一品目の場合もみなし製造の範囲に含む。

総合解説：製造該当性と品目変更は別段階の判定である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q025

酒類の定義・分類 &gt; 混和・製造該当性 | 難易度：基礎

問題：酒類に炭酸ガスを加え、ガス入り酒類とした場合の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：新たな製造行為となり、原則としてその酒類の製造免許が必要となる。

イ：炭酸ガスは気体なので製造行為にはならない。

ウ：炭酸ガスを加えると酒類ではなくなる。

エ：必ず単なる詰替えとして扱う。

答え・解説

正答：ア

ア：酒類に炭酸ガスを加える行為は新たな製造行為とされる。

イ：物理状態だけで除外されない。

ウ：酒類の定義を当然に失わない。

エ：詰替えとは異なる。

総合解説：発泡性付与は品目・税率にも影響し得る。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q026

酒類の定義・分類 &gt; 混和・製造該当性 | 難易度：標準

問題：酒類に木片を投入して成分を浸出させる場合と、木製樽に貯蔵した結果として樽成分が自然に浸出する場合の混和該当性として最も適切なものはどれか。

ア：両方とも必ず混和。

イ：前者は混和となり得るが、後者の自然浸出は通達上混和とはしない。

ウ：両方とも絶対に混和ではない。

エ：前者は混和でなく後者だけ混和。

答え・解説

正答：イ

ア：樽貯蔵の自然浸出は除外される。

イ：木片投入と容器由来の自然浸出は区別される。

ウ：木片投入は混和となる。

エ：関係が逆である。

総合解説：行為態様の差が製造該当性を左右する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q027

酒類の定義・分類 &gt; 混和・製造該当性 | 難易度：標準

問題：消費者が自ら飲むために梅酒を作る場合、みなし製造の例外として使用できる酒類の基本要件として最も適切なものはどれか。

ア：アルコール分1度以上なら未課税酒類でもよい。

イ：アルコール分10度未満の発泡酒に限る。

ウ：アルコール分20度以上で、かつ酒税が課税済みの酒類。

エ：酒類でなく水だけを使用すること。

答え・解説

正答：ウ

ア：未課税酒類は対象外である。

イ：そのような限定ではない。

ウ：自家消費用混和特例では20度以上・課税済みという要件がある。

エ：酒類への物品混和の特例である。

総合解説：自家製梅酒は限定された例外である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q028

酒類の定義・分類 &gt; 混和・製造該当性 | 難易度：応用

問題：消費者の自家消費用混和特例で、原則として混和できない物品として最も適切なものはどれか。

ア：梅。

イ：レモン。

ウ：コーヒー豆。

エ：ぶどう。

答え・解説

正答：エ

ア：梅は典型的な使用例である。

イ：通常この禁止列举に該当しない。

ウ：通常この禁止列举に該当しない。

エ：自家消費用混和ではぶどうや一定の穀類・こうじ等が禁止物品に含まれる。

総合解説：発酵性等の高い原料は厳格に制限される。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q029

酒類の定義・分類 &gt; 混和・製造該当性 | 難易度：標準

問題：自家消費用混和特例により適法に作った梅酒を、消費者本人が有償で第三者へ販売することについて最も適切な説明はどれか。

ア：自家消費用特例は販売を認める制度ではなく、その酒類を販売してはならない。

イ：無免許でも自由に販売できる。

ウ：自家製であれば量に関係なく販売できる。

エ：販売すると自動的に酒税が免除される。

答え・解説

正答：ア

ア：自家消費用の例外であり販売目的への転用は認められていない。

イ：製造・販売の規制がある。

ウ：量の多少ではない。

エ：免税制度ではない。

総合解説：無償提供と有償販売を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q030

酒類の定義・分類 &gt; 混和・製造該当性 | 難易度：応用

問題：酒場・料理店等が自己の営業場で提供するために酒類へ物品を混和する特例について、要件の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア：店外販売用として大量製造し、どの酒類でも自由に使用できること。

イ：営業場内で飲用に供する目的で営業場内において混和し、一定の20度以上・課税済み蒸留酒類等を用いること。

ウ：営業場外の工場で混和し、後日営業場へ運ばばよいこと。

エ：未課税酒類を自由に用い、発酵を促進してよいこと。

答え・解説

正答：イ

ア：店外販売用の一般免許免除ではない。

イ：料理店等の特例は場所・目的・使用酒類・混和物品等を限定した制度である。

ウ：営業場内混和が要件である。

エ：未課税酒類や追加発酵を自由に認めない。

総合解説：自家消費用特例と営業場内提供特例は要件が異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q031

納税義務・課税原因 &gt; 納税義務者 | 難易度：基礎

問題：国内の酒類製造場から酒類を課税移出する場合、酒税の納税義務者として原則正しいものはどれか。

- ア：最終消費者。
- イ：小売店だけ。
- ウ：酒類の製造者。
- エ：都道府県。

答え・解説

正答：ウ

ア：消費者は経済的負担者となり得るが法的納税義務者ではない。  
イ：小売業者一般が納税義務者ではない。  
ウ：製造場から移出される酒類については酒類製造者が納税義務者である。  
エ：酒税は国税である。  
総合解説：法的納税義務者と経済的負担者を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q032

納税義務・課税原因 &gt; 納税義務者 | 難易度：基礎

問題：外国から輸入した酒類を保税地域から引き取る場合、酒税の納税義務者として原則正しいものはどれか。

- ア：外国の製造者だけ。
- イ：税関職員。
- ウ：国内の最終消費者だけ。
- エ：酒類を保税地域から引き取る者。

答え・解説

正答：エ

ア：国外製造者に限られない。  
イ：税関は行政機関である。  
ウ：消費者だけではない。  
エ：輸入酒類では保税地域から引き取る者が納税義務者である。  
総合解説：国内製造は製造者、輸入は引取者という二本立てである。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q033

納税義務・課税原因 &gt; 納税義務者 | 難易度：標準

問題：酒税の納税義務成立時期の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア：国内製造酒類は製造場からの移出時、輸入酒類は保税地域からの引取時。

イ：国内製造酒類は製造開始時、輸入酒類は船積時。

ウ：国内製造酒類は代金回収時、輸入酒類は注文時。

エ：いずれも最終消費時だけ。

答え・解説

正答：ア

ア：酒税は原則として移出時・引取時課税を採用する。

イ：製造開始時ではない。

ウ：代金決済時ではない。

エ：実際の飲用時に限られない。

総合解説：流通・消費段階へ入る時点を課税原因とする。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q034

納税義務・課税原因 &gt; 納税義務者 | 難易度：基礎

問題：酒類が製造場から搬出されていないが、その製造場内で飲用された。この場合の酒税上の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：搬出がないので絶対に課税されない。

イ：製造場から移出したものとみなされ、原則として納税義務が成立する。

ウ：輸入酒類として扱う。

エ：販売業免許が自動的に消滅する。

答え・解説

正答：イ

ア：物理的搬出だけが課税原因ではない。

イ：製造場内飲用はみなし移出の代表例である。

ウ：輸入ではない。

エ：免許取消しとは別論点である。

総合解説：消費可能状態を捉えるみなし規定がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q035

納税義務・課税原因 &gt; 納税義務者 | 難易度：標準

問題：外国貨物である酒類が保税地域から外へ搬出されず、その保税地域内で飲用された場合の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：引取りがないため永久に非課税。

イ：製造場からの移出とみなす。

ウ：保税地域から引き取られたものとみなされ、原則として納税義務が成立する。

エ：国内製造免許を取得したものとみなす。

答え・解説

正答：ウ

ア：物理的搬出がなくても課税され得る。

イ：製造場ではない。

ウ：保税地域内飲用はみなし引取りの対象となる。

エ：製造免許とは別である。

総合解説：製造場内飲用と保税地域内飲用を対応させて覚える。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q036

納税義務・課税原因 &gt; 納税義務者 | 難易度：標準

問題：酒類製造免許が取り消され又は消滅した際、その製造場に課税前酒類が現存している場合の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：現存酒類はすべて自動的に非課税廃棄されたものとする。

イ：納税義務は必ず相続人へ移る。

ウ：税率はすべて0円になる。

エ：一定の場合、その現存酒類は製造場から移出したものとみなされる。

答え・解説

正答：エ

ア：自動非課税ではない。

イ：相続に限る話ではない。

ウ：税率ゼロにはならない。

エ：免許取消し・消滅等に伴う現存酒類にはみなし移出規定がある。

総合解説：免許終了時の課税漏れを防ぐ規定である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q037

納税義務・課税原因 &gt; 納税義務者 | 難易度：基礎

問題：製造場に現存する酒類が滞納処分等により換価された場合の酒税上の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：一定の場合、製造場から移出したものとみなされる。

イ：換価は酒税と無関係。

ウ：必ず輸出免税となる。

エ：課税標準数量を0とする。

答え・解説

正答：ア

ア：滞納処分等による換価もみなし移出事由として定められている。

イ：課税保全の対象となる。

ウ：輸出ではない。

エ：数量を当然0にしない。

総合解説：通常販売以外にも法定の課税原因がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q038

納税義務・課税原因 &gt; 納税義務者 | 難易度：標準

問題：食品衛生法等の規定により収去される酒類が製造場から移出される場合の酒税について最も適切なものはどれか。

ア：通常販売と同じく必ず課税する。

イ：法定の収去酒類等として酒税を課さない取扱いがある。

ウ：輸出免税として扱う。

エ：納税義務者が消費者へ変更される。

答え・解説

正答：イ

ア：法定例外がある。

イ：法令に基づく収去酒類等には非課税規定がある。

ウ：輸出ではない。

エ：納税義務者変更制度ではない。

総合解説：みなし課税の例外も確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q039

納税義務・課税原因 &gt; 納税義務者 | 難易度：応用

問題：酒類製造者が他の製造場から移入した酒類を自らの製造場から課税移出した。納税義務について最も適切なものはどれか。

ア：自己製造品でないため絶対に酒税は課されない。

イ：移入元製造者だけが永久に納税義務者となる。

ウ：自己が製造した酒類でなくても、その製造場から課税移出する酒類について製造者に納税義務が成立し得る。

エ：小売店が納税義務者となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：移出時課税の趣旨に反する。

イ：再移出時の課税関係がある。

ウ：酒税は製造場からの移出を課税原因とするため、自己製造品か否かだけで排除されない。

エ：小売店一般が法的納税義務者ではない。

総合解説：誰が製造したかと、どの製造場から課税移出されたかを区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q040

納税義務・課税原因 &gt; 納税義務者 | 難易度：応用

問題：酒税について法的納税義務者と経済的負担者の関係を説明したものとして最も適切なものはどれか。

ア：消費者だけが税務署へ直接申告納税する直接税である。

イ：製造者は申告納税不要である。

ウ：小売店だけが必ず酒税を申告する。

エ：法的には製造者や保税地域からの引取者が納税義務を負い、価格転嫁を通じて最終的には消費者が負担することが予定される。

答え・解説

正答：エ

ア：直接税ではない。

イ：製造者等に申告納付義務がある。

ウ：小売店だけに限定されない。

エ：酒税は間接税として製造・輸入段階で課税し、価格転嫁を通じ消費者負担を予定する。

総合解説：法的納税者・課税原因・経済的負担者を分けて理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q041

納税義務・課税原因 &gt; 製造場からの移出 | 難易度：基礎

問題：酒類製造場から完成酒類を販売先へ搬出した場合の酒税上の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：製造場からの移出として原則酒税の納税義務が成立する。

イ：代金回収まで成立しない。

ウ：小売店で売れた時だけ成立する。

エ：製成した時点だけで課税が完結する。

答え・解説

正答：ア

ア：酒税は原則として製造場からの移出時に課税する。

イ：代金回収基準ではない。

ウ：小売時課税ではない。

エ：製成時課税ではない。

総合解説：移出時課税は酒税制度の基本である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q042

納税義務・課税原因 &gt; 製造場からの移出 | 難易度：標準

問題：酒類製造場で来訪者に課税前の酒類を無償試飲させた。法定の非課税例外はない。この場合の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：無償なので一切かからない。

イ：製造場内で飲用された酒類は移出したものとみなされ、酒税の課税対象となる。

ウ：物理的搬出がないため課税されない。

エ：必ず輸出免税になる。

答え・解説

正答：イ

ア：無償でもみなし移出がある。

イ：対価の有無ではなく製造場内飲用というみなし移出事由に着目する。

ウ：搬出だけが移出ではない。

エ：輸出ではない。

総合解説：場内試飲数量も課税数量になり得る。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q043

納税義務・課税原因 &gt; 製造場からの移出 | 難易度：基礎

問題：第三者が製造場へ侵入して課税前酒類を盗み出し、製造者が通常の管理を尽くしても防止できなかったと認められる。通達上最も適切なものはどれか。

ア：必ず通常販売と同じ課税移出として製造者責任になる。

イ：窃盗品は酒類ではなくなる。

ウ：製造者の責めに帰することができない移出に該当し得る。

エ：輸出免税扱いとなる。

答え・解説

正答：ウ

ア：客観的事情による例外判定がある。

イ：酒類の性質は変わらない。

ウ：通常管理でも防止できない窃盗搬出は、責めに帰せない場合の例とされる。

エ：輸出ではない。

総合解説：責任帰属は証拠等に基づき客観的に判定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q044

納税義務・課税原因 &gt; 製造場からの移出 | 難易度：標準

問題：製造者の従業員が無断で課税前酒類を製造場から搬出した。特別な事情がない場合、製造者の責めに帰することができない移出に該当するか。

ア：従業員行為なら常に該当する。

イ：必ず輸出免税となる。

ウ：搬出されても酒税対象外である。

エ：原則として該当しない。

答え・解説

正答：エ

ア：内部関係者搬出は第三者窃盗と異なる。

イ：輸出ではない。

ウ：搬出は課税原因となり得る。

エ：従業員等による搬出は原則として製造者の責めに帰せない場合を含めない。

総合解説：無断搬出でも行為者との関係で判定が異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q045

納税義務・課税原因 &gt; 製造場からの移出 | 難易度：標準

問題：未納税移出制度の趣旨として最も適切なものはどれか。

ア：他の製造場で原料使用・再移出等される一定の酒類について、直ちに最終消費へ入らない場合などに移出段階の酒税を免除して二重課税等を防ぐ。

イ：製造者のすべての販売を永久非課税にする。

ウ：小売店の所得税を軽減する。

エ：輸入酒類だけに適用する。

答え・解説

正答：ア

ア：一定要件を満たす移出について酒税を免除する制度である。

イ：一般販売を一律免税にしない。

ウ：所得税制度ではない。

エ：国内製造場間の移出等にも関係する。

総合解説：令和8年度第一問でも趣旨・要件が問われた。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q046

納税義務・課税原因 &gt; 製造場からの移出 | 難易度：標準

問題：酒類製造者が外国へ輸出する目的で酒類を製造場から移出し、輸出免税の法定要件を満たした。この場合の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：移出した以上どのような場合も免税はない。

イ：国内で消費されない酒類であるため、輸出免税により酒税が免除される。

ウ：輸出時に酒税を2倍課す。

エ：小売店でのみ免税される。

答え・解説

正答：イ

ア：移出時課税には免税例外がある。

イ：国内消費を前提とする酒税では輸出目的の一定の移出を免税する。

ウ：追加課税ではない。

エ：製造場からの輸出目的移出が対象となる。

総合解説：原則移出課税と輸出免税をセットで理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q047

納税義務・課税原因 &gt; 製造場からの移出 | 難易度：標準

問題：未納税移出の適用について最も適切な説明はどれか。

ア：他社へ送るだけで無条件に免税。

イ：期限後に口頭説明すれば常に適用。

ウ：法定の移出目的・移入場所等の要件を満たし、必要な申告・明細等の手続を行うことが必要となる。

エ：移入先がどこでも無関係。

答え・解説

正答：ウ

ア：無条件免税ではない。

イ：所定手続が必要である。

ウ：未納税移出は目的・移入先・申告等を要件とする。

エ：移入場所も重要である。

総合解説：免税規定は実体要件と手続要件の双方を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q048

納税義務・課税原因 &gt; 製造場からの移出 | 難易度：標準

問題：期限付き酒類製造免許の期限が経過した時点で、その製造場に課税前酒類が現存している。この酒類の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：期限経過で酒類が消滅したものとみなす。

イ：自動的に輸出免税となる。

ウ：税率を必ず0円とする。

エ：一定の場合、製造場から移出したものとみなす。

答え・解説

正答：エ

ア：酒類が法的に消滅するわけではない。

イ：輸出の事実がない。

ウ：無税化する制度ではない。

エ：免許期限経過時の現存酒類はみなし移出規定の対象となる。

総合解説：免許終了時の課税漏れを防ぐ規定である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q049

納税義務・課税原因 &gt; 製造場からの移出 | 難易度：基礎

問題：酒類製造免許を取り消された者が、法令上認められた必要な行為の継続により酒類を製成した場合の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：一定の場合、その酒類を製成した時に製造場から移出したものとみなす。

イ：取消後なので酒税法は一切適用されない。

ウ：製成しただけなら永久に非課税。

エ：必ず保税地域から引き取ったものとみなす。

答え・解説

正答：ア

ア：必要行為継続で製成した酒類にもみなし移出規定がある。

イ：課税保全のため適用が続く。

ウ：みなし移出事由がある。

エ：保税地域の論点ではない。

総合解説：通常搬出がなくても課税原因が法定される場合がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q050

納税義務・課税原因 &gt; 製造場からの移出 | 難易度：応用

問題：製造者が製造場内で酒類を第三者に譲渡し、その譲受人が酒類を製造場から搬出した。特別な事情がない場合、製造者の責めに帰することができない移出に該当するか。

ア：譲受人搬出なので必ず該当する。

イ：原則として該当しない。

ウ：場内譲渡時点で酒類ではなくなる。

エ：搬出しても課税原因はない。

答え・解説

正答：イ

ア：実際の搬出者だけでは決まらない。

イ：製造場内で譲渡した酒類を譲受人等が搬出した場合は原則責めに帰せない場合に含めない。

ウ：酒類の性質は変わらない。

エ：移出時課税が関係する。

総合解説：責任帰属判定は取引関係も含めて行う。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q051

納税義務・課税原因 &gt; 製造場からの移出 | 難易度：標準

問題：酒類製造場内の保税地域にある外国貨物である酒類を輸入許可後、その製造場以外の場所へ引き取る場合の酒税上の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：保税地域の酒類なので製造場からの移出には絶対に該当しない。

イ：必ず未納税移出となる。

ウ：製造場から移出したものに該当し、所定の納付手続が必要となる。

エ：輸入許可で酒税は消滅する。

答え・解説

正答：ウ

ア：通達上移出に該当する。

イ：自動的な未納税移出ではない。

ウ：製造場内保税地域から製造場外へ引き取る場合には製造場からの移出にも該当する。

エ：輸入許可で酒税は消滅しない。

総合解説：製造場と保税地域が重なる場合の関係を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q052

納税義務・課税原因 &gt; 製造場からの移出 | 難易度：標準

問題：酒税が製成時ではなく原則として製造場からの移出時に納税義務を成立させる理由として最も適切なものはどれか。

ア：製成時には酒類でないから。

イ：小売店が製造者だから。

ウ：移出後は数量を測定できないから。

エ：移出時点で酒類が流通・消費され得る段階に入り、価格への酒税転嫁が可能な状態に到達すると考えられるため。

答え・解説

正答：エ

ア：製成時点でも酒類である場合がある。

イ：小売店は通常製造者ではない。

ウ：移出数量を課税標準として把握する。

エ：酒税は消費に負担を求める間接税であり流通直前の移出時を課税時点とする。

総合解説：制度趣旨を理解するとみなし移出・免税も整理しやすい。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q053

納税義務・課税原因 &gt; 保税地域からの引取り | 難易度：基礎

問題：外国酒類を保税地域から国内へ引き取る場合の酒税について最も適切なものはどれか。

ア：保税地域からの引取りが原則として酒税の課税原因となる。

イ：外国製造なので日本の酒税は一切かからない。

ウ：国内小売店で販売されるまで課税されない。

エ：海外出荷時に日本酒税が成立する。

答え・解説

正答：ア

ア：輸入酒類は保税地域からの引取時に課税する。

イ：国内消費される輸入酒にも負担を求める。

ウ：小売時課税ではない。

エ：海外出荷時ではない。

総合解説：国内製造酒類との課税公平を確保する仕組みである。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q054

納税義務・課税原因 &gt; 保税地域からの引取り | 難易度：標準

問題：輸入酒類の所有者と、実際に保税地域から引き取る者が異なる場合、納税義務者判定の基本として最も適切なものはどれか。

ア：必ず海外製造者。

イ：保税地域から酒類を引き取る者が納税義務者となる。

ウ：所有者だけ。

エ：税関。

答え・解説

正答：イ

ア：海外製造者に限定しない。

イ：法は保税地域から引き取る者を納税義務者と規定する。

ウ：所有権だけで決まらない。

エ：税関は行政機関である。

総合解説：輸入では引取者という行為者基準を押さえる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q055

納税義務・課税原因 &gt; 保税地域からの引取り | 難易度：標準

問題：保税地域内で外国貨物である酒類を試飲した場合の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：区域外へ出ていないため絶対に引取りではない。

イ：製造場から移出したものとみなす。

ウ：保税地域から引き取ったものとみなされる。

エ：酒類ではなくなる。

答え・解説

正答：ウ

ア：消費されたことを捉えて課税する。

イ：製造場とは別制度である。

ウ：保税地域内飲用にはみなし引取規定がある。

エ：飲用で品目は消えない。

総合解説：域内消費も課税原因になる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q056

納税義務・課税原因 &gt; 保税地域からの引取り | 難易度：標準

問題：保税地域から輸入酒類2.5klを課税引取りする場合、数量課税の課税標準として基本となるものはどれか。

ア：輸入代金の金額。

イ：関税額だけ。

ウ：輸入者の所得金額。

エ：引き取る酒類の数量2.5kl。

答え・解説

正答：エ

ア：従価税ではない。

イ：関税額は課税標準ではない。

ウ：所得課税ではない。

エ：酒税は従量税であり引取数量が課税標準となる。

総合解説：輸入酒類でも数量課税である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q057

納税義務・課税原因 &gt; 保税地域からの引取り | 難易度：標準

問題：法令に基づき収去される酒類が保税地域から引き取られる場合の酒税上の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：一定の収去酒類等については酒税を課さない。

イ：必ず通常輸入と同額を課税する。

ウ：輸出免税を適用する。

エ：税率を2倍にする。

答え・解説

正答：ア

ア：収去酒類等には保税地域引取りについても非課税規定がある。

イ：法定非課税がある。

ウ：輸出ではない。

エ：加重税率ではない。

総合解説：課税原因があっても特別非課税が適用される場合がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q058

納税義務・課税原因 &gt; 保税地域からの引取り | 難易度：応用

問題：外国貨物である酒類を一の保税地域から他の保税地域へ、関税法上の承認を受けて保税運送する場合の引取り判定として最も適切なものはどれか。

ア：最初の保税地域を出た瞬間に必ず国内課税引取り。

イ：国内消費のための引取りとは区別され、承認された保税運送として取り扱われる。

ウ：どの手続でも永久免税。

エ：製造場からの課税移出だけが成立する。

答え・解説

正答：イ

ア：承認保税運送には特別取扱いがある。

イ：保税運送は税関管理下で他の保税地域へ移送する制度で通常の国内引取りとは区別する。

ウ：永久免除ではない。

エ：製造場でない場合もある。

総合解説：保税地域間移動と国内引取りを区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q059

納税義務・課税原因 &gt; 保税地域からの引取り | 難易度：標準

問題：国内製造酒類と輸入酒類の酒税課税時点を比較した説明として最も適切なものはどれか。

ア：いずれも製造開始時。

イ：いずれも最終消費者が飲んだ時だけ。

ウ：国内製造酒類は製造場からの移出時、輸入酒類は保税地域からの引取時を原則課税時点とし、いずれも流通・消費段階へ入る直前を捉える。

エ：輸入酒類だけ課税時点が存在しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：製造開始時ではない。

イ：実飲用時だけではない。

ウ：国内品と輸入品の双方について流通直前段階で課税する仕組みを持つ。

エ：輸入酒にも課税時点がある。

総合解説：移出時課税と引取時課税は酒税の基本構造である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q060

納税義務・課税原因 &gt; 保税地域からの引取り | 難易度：応用

問題：保税地域から酒類を課税引取りする際の酒税手続について最も適切な説明はどれか。

ア：輸入後1年以内ならいつでもよい。

イ：輸入酒類の酒税は小売後に税務署だけへ申告する。

ウ：輸入時の申告納税制度は存在しない。

エ：原則として関税手続と関連して酒税の申告・納付を行い、一定の場合には関税法上の特例申告等との関係もある。

答え・解説

正答：エ

ア：自由な後日申告ではない。

イ：小売後課税ではない。

ウ：申告納税方式等がある。

エ：輸入酒類の酒税は保税地域からの引取り段階で税関手続と連動する。

総合解説：輸入酒類では税関手続との接点を理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q061

課税標準・税率 &gt; 課税標準 | 難易度：基礎

問題：酒税の課税標準として原則用いられるものはどれか。  
ア：製造場から移出し又は保税地域から引き取る酒類の数量。  
イ：酒類の販売価格。  
ウ：製造者の利益額。  
エ：酒類の原価率。

答え・解説

正答：ア

ア：酒税は酒類数量を課税標準とする従量税である。  
イ：価格比例の従価税ではない。  
ウ：所得課税ではない。  
エ：原価率課税ではない。  
総合解説：税率も原則1kl当たりの税額として定められる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q062

課税標準・税率 &gt; 課税標準 | 難易度：標準

問題：1kl当たり100,000円の税率が適用される酒類を500L課税移出した。本則税額はいくらか。  
ア：100,000円。  
イ：50,000円。  
ウ：5,000円。  
エ：500,000円。

答え・解説

正答：イ

ア：1kl分ではない。  
イ：500L = 0.5klなので  $100,000円 \times 0.5 = 50,000円$ 。  
ウ：0.05klではない。  
エ：5klではない。  
総合解説：Lからklへの換算を正確に行う。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q063

課税標準・税率 &gt; 課税標準 | 難易度：基礎

問題：同じ品目・同じアルコール分で1本700mLの酒類について、販売価格5,000円の商品と50,000円の商品を同じ本数だけ課税移出した。税率特例等がない場合の酒税額について最も適切な説明はどれか。

ア：高価格商品の酒税は必ず10倍。

イ：低価格商品の酒税は0円。

ウ：数量と適用税率が同じなら、販売価格が異なっても酒税額は原則同じ。

エ：価格差に所得税率を適用する。

答え・解説

正答：ウ

ア：従価税ではない。

イ：低価格を理由に免税にならない。

ウ：酒税は数量を課税標準とするため価格そのものでは税額は変わらない。

エ：所得税ではない。

総合解説：従量税の特徴を理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q064

課税標準・税率 &gt; 課税標準 | 難易度：標準

問題：製造場で課税前酒類20Lが飲用され、みなし移出の対象となった。他の免税規定はない。この20Lの課税標準について最も適切なものはどれか。

ア：物理的移出がないので0L。

イ：販売代金がないので0L。

ウ：20Lを販売価格へ換算して価格を課税標準とする。

エ：みなし移出された酒類の数量として課税標準に含める。

答え・解説

正答：エ

ア：搬出の有無だけで0にしない。

イ：無償でもみなし移出がある。

ウ：数量課税である。

エ：みなし移出も課税原因となるため対象数量を課税標準へ含める。

総合解説：通常移出だけでなくみなし移出数量も確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q065

課税標準・税率 &gt; 課税標準 | 難易度：標準

問題：製造場から清酒1.0klを通常課税移出し、別に0.3klを輸出免税の要件を満たして輸出目的で移出した。輸出免税適用後、納付税額計算の基礎となる通常課税数量として最も適切なものはどれか。

- ア：1.0kl。
- イ：1.3kl。
- ウ：0.3kl。
- エ：0kl。

答え・解説

正答：ア

ア：輸出免税対象0.3klには酒税を課さないため通常課税分1.0klが税額計算の基礎となる。  
イ：免税分を課税額へ含めない。  
ウ：通常課税分も存在する。  
エ：全量免税ではない。  
総合解説：課税数量と免税数量を区分する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q066

課税標準・税率 &gt; 課税標準 | 難易度：標準

問題：清酒0.8klとみりん0.5klを同じ月に課税移出した場合の酒税計算として最も適切なものはどれか。

- ア：合計1.3klに清酒税率だけを適用する。
- イ：品目ごとの課税標準数量を区分し、それぞれに該当税率を適用する。
- ウ：合計1.3klにみりん税率だけを適用する。
- エ：価格の高い方の税率だけを適用する。

答え・解説

正答：イ

ア：みりん分に清酒税率を使わない。  
イ：品目ごとに税率が異なるため数量を区分して計算する。  
ウ：清酒分にみりん税率を使わない。  
エ：価格ではなく品目・数量で計算する。  
総合解説：品目判定→数量→税率の順序が重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q067

課税標準・税率 &gt; 課税標準 | 難易度：基礎

問題：粉末酒の酒税課税標準数量について最も適切な説明はどれか。

ア：重量1kgを必ず1klとみなす。

イ：販売価格を数量として扱う。

ウ：粉末の重量をそのままkgで課税標準とするのではなく、法令所定の換算方法により酒類の数量へ換算する。

エ：粉末酒には課税標準がない。

答え・解説

正答：ウ

ア：1kg = 1klではない。

イ：価格課税ではない。

ウ：粉末酒には重量からリットル数量へ換算する所定方法がある。

エ：粉末酒も酒類である。

総合解説：液体酒類とは異なる数量換算が必要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q068

課税標準・税率 &gt; 課税標準 | 難易度：応用

問題：連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎の混和酒を移出し、混和前の酒類ごとに税率を適用する場合の数量按分として原則最も適切な方法はどれか。

ア：販売価格比で按分する。

イ：容器本数比だけで必ず按分する。

ウ：製造者の任意比率で按分する。

エ：混和前の各酒類のアルコール分総量の比率により移出数量を按分する。

答え・解説

正答：エ

ア：価格比ではない。

イ：同アルコール分の場合等を除き本数比ではない。

ウ：任意比率ではない。

エ：混和酒税額計算では原則アルコール分総量比で数量を按分する。

総合解説：混和前の税率差を適切に反映するための按分である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q069

課税標準・税率 &gt; 課税標準 | 難易度：標準

問題：混和前の連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎のアルコール分が同一である場合、混和酒税額計算上の数量按分について最も適切なものはどれか。

ア：各酒類の数量比率により混和酒数量を按分しても差し支えない。

イ：必ず販売価格比で按分する。

ウ：必ず重量比だけで按分する。

エ：按分は一切できない。

答え・解説

正答：ア

ア：アルコール分が同一ならアルコール分総量比と数量比が一致するため数量比按分も認められる。

イ：価格比ではない。

ウ：重量比固定ではない。

エ：所定按分がある。

総合解説：原則と許容される簡便法を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q070

課税標準・税率 &gt; 課税標準 | 難易度：応用

問題：酒税計算の基本的な処理順序として最も適切なものはどれか。

ア：販売価格を決めて所得税率を適用する。

イ：酒類の品目を判定し、課税・免税数量を確定し、品目・アルコール分等に応じた税率を適用して本則税額を計算する。

ウ：税率を先に決めて後から品目を任意に選ぶ。

エ：製造原価だけで税額を計算する。

答え・解説

正答：イ

ア：酒税は所得税ではない。

イ：令和8年度第二問は品目判定、課税標準数量、税率、本則税額、特例後税額等の流れを問う。

ウ：品目判定が税率適用の前提である。

エ：原価課税ではない。

総合解説：品目→数量→税率の順を固定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q071

課税標準・税率 &gt; 税率・加算額 | 難易度：基礎

問題：令和8年4月3日時点の税率（令和8年9月30日まで）で、ビール1kl当たりの酒税率はいくらか。

ア：155,000円。

イ：134,250円。

ウ：181,000円。

エ：100,000円。

答え・解説

正答：ウ

ア：一定発泡酒の税率である。

イ：別の発泡酒区分である。

ウ：当該期間のビール税率は1kl当たり181,000円である。

エ：醸造酒類等の税率である。

総合解説：令和8年10月1日から税率体系が変わるため適用時期に注意する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q072

課税標準・税率 &gt; 税率・加算額 | 難易度：基礎

問題：麦芽比率30%、アルコール分5度で、令和8年9月30日までの所定区分に該当する発泡酒を課税移出する場合、1kl当たり本則税率はいくらか。

ア：181,000円。

イ：134,250円。

ウ：80,000円。

エ：155,000円。

答え・解説

正答：エ

ア：ビール等の税率である。

イ：25%未満等の区分である。

ウ：その他の発泡性酒類の税率である。

エ：当該発泡酒区分は1kl当たり155,000円。

総合解説：発泡酒は麦芽比率等で税率が分かれる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q073

課税標準・税率 &gt; 税率・加算額 | 難易度：標準

問題：麦芽比率20%、アルコール分5度で、令和8年9月30日までの低麦芽比率区分に該当する発泡酒を1kl課税移出する。本則上の1kl当たり税率はいくらか。

- ア：134,250円。  
イ：181,000円。  
ウ：155,000円。  
エ：120,000円。

答え・解説

正答：ア

ア：当該区分は1kl当たり134,250円。  
イ：ビール等の税率である。  
ウ：25%以上50%未満区分である。  
エ：この金額・割合は当該区分の適用値ではない。  
総合解説：麦芽比率境界と税率をセットで覚える。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q074

課税標準・税率 &gt; 税率・加算額 | 難易度：標準

問題：令和8年9月30日まで、ビール・発泡酒以外でアルコール分10度未満かつ発泡性を有する「その他の発泡性酒類」の基本税率は1kl当たりいくらか。

- ア：100,000円。  
イ：80,000円。  
ウ：120,000円。  
エ：200,000円。

答え・解説

正答：イ

ア：醸造酒類等である。  
イ：当該期間のその他の発泡性酒類は1kl当たり80,000円。  
ウ：一部混成酒類である。  
エ：焼酎等の基礎額である。  
総合解説：発泡性の有無で税率区分が変わり得る。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q075

課税標準・税率 &gt; 税率・加算額 | 難易度：基礎

問題：令和8年9月30日まで、その他の発泡性酒類に該当しない清酒・果実酒・その他の醸造酒に適用される1kl当たり基本税率として最も適切なものはどれか。

- ア：80,000円。
- イ：181,000円。
- ウ：100,000円。
- エ：370,000円。

答え・解説

正答：ウ

ア：その他の発泡性酒類である。  
イ：ビールである。  
ウ：当該期間は醸造酒類の基本税率が1kl当たり100,000円である。  
エ：ウイスキー等である。  
総合解説：品目と発泡性を確認して適用税率を決める。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q076

課税標準・税率 &gt; 税率・加算額 | 難易度：応用

問題：アルコール分25度の単式蒸留焼酎1klを令和8年9月30日までの本則税率で課税移出する。20度超部分の加算を含めた税率はいくらか。

- ア：200,000円。加算しない。
- イ：300,000円。10度分を加算する。
- ウ：370,000円。ウイスキー等の税率を用いる。
- エ：250,000円。200,000円に20度を超える5度分の50,000円を加算する。

答え・解説

正答：エ

ア：25度には加算が必要である。  
イ：超過は5度である。  
ウ：別品目の税率である。  
エ：21度以上の焼酎は200,000円に20度超1度ごと10,000円を加算する。  
総合解説：加算額を正確に計算する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q077

課税標準・税率 &gt; 税率・加算額 | 難易度：標準

問題：アルコール分20度の連続式蒸留焼酎について、令和8年9月30日までの本則による1kl当たり税率はいくらか。低度数特例は適用しない。

- ア：200,000円。  
イ：180,000円。  
ウ：250,000円。  
エ：370,000円。

答え・解説

正答：ア

ア：21度未満の焼酎は1kl当たり200,000円。  
イ：20度を下る減算制度ではない。  
ウ：25度の税率である。  
エ：ウイスキー等である。  
総合解説：20度まで200,000円、20度超部分に加算する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q078

課税標準・税率 &gt; 税率・加算額 | 難易度：応用

問題：令和8年9月30日までの本則で、アルコール分40度のウイスキー1kl当たり税率はいくらか。特例は適用しない。

- ア：370,000円。  
イ：400,000円。  
ウ：200,000円。  
エ：440,000円。

答え・解説

正答：イ

ア：37度未満区分等と混同している。  
イ：37度以上のウイスキー等は200,000円 + 20度超1度ごと10,000円で、40度なら400,000円。  
ウ：加算が必要である。  
エ：44度相当ではない。  
総合解説：37度未満と37度以上で計算を分ける。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q079

課税標準・税率 &gt; 税率・加算額 | 難易度：標準

問題：令和8年9月30日までの本則で、アルコール分35度のウイスキー1kl当たり税率として最も適切なものはどれか。措置法の低アルコール特例は考慮しない。

- ア：350,000円。
- イ：200,000円。
- ウ：370,000円。
- エ：100,000円。

答え・解説

正答：ウ

ア：35度×10,000円という単純式ではない。  
イ：焼酎の基礎額ではない。  
ウ：ウイスキー・ブランデー・スピリッツの37度未満には1kl当たり370,000円が適用される。  
エ：醸造酒類等ではない。  
総合解説：本則と低度数特例を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q080

課税標準・税率 &gt; 税率・加算額 | 難易度：標準

問題：令和8年9月30日までの1kl当たり税率の組合せとして正しいものはどれか。

- ア：合成清酒20,000円、みりん100,000円。
- イ：両方181,000円。
- ウ：両方370,000円。
- エ：合成清酒100,000円、みりん20,000円。

答え・解説

正答：エ

ア：逆である。  
イ：ビール税率ではない。  
ウ：ウイスキー等ではない。  
エ：合成清酒は100,000円、みりんは20,000円。  
総合解説：混成酒類内でも品目ごとに税率が異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q081

課税標準・税率 &gt; 税率・加算額 | 難易度：基礎

問題：令和8年9月30日まで、アルコール分15度のリキュール1kl当たり税率はいくらか。その他の発泡性酒類には該当せず、特例は適用しない。

ア：150,000円。120,000円に12度を超える3度分の30,000円を加算する。

イ：120,000円。加算しない。

ウ：200,000円。

エ：390,000円。

答え・解説

正答：ア

ア：13度以上の甘味果実酒・リキュールは120,000円に12度超1度ごと10,000円を加算する。

イ：15度には3度分の加算がある。

ウ：別品目である。

エ：粉末酒である。

総合解説：12度超の加算を正確に適用する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q082

課税標準・税率 &gt; 税率・加算額 | 難易度：標準

問題：令和8年9月30日までの粉末酒1kl換算当たりの税率として正しいものはどれか。

ア：20,000円。

イ：390,000円。

ウ：100,000円。

エ：200,000円。

答え・解説

正答：イ

ア：みりん等である。

イ：粉末酒は1kl当たり390,000円。

ウ：合成清酒・醸造酒類等である。

エ：一定蒸留酒・雑酒の基礎額である。

総合解説：粉末酒は数量換算と税率の双方が特殊である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q083

課税標準・税率 &gt; 税率の特例 | 難易度：基礎

問題：租税特別措置法の一定の税率特例で、発泡性のない連続式蒸留焼酎・単式蒸留焼酎・ウイスキー・ブランデー・スピリッツのうち原則アルコール分9度未満のものに適用される1kl当たり税率はいくらか。

ア：100,000円。  
イ：200,000円。  
ウ：80,000円。  
エ：370,000円。

答え・解説

正答：ウ

ア：加算後等と混同している。  
イ：この金額・割合は当該区分の適用値ではない。  
ウ：所定の低アルコール蒸留酒等について9度未満は80,000円の特例税率。  
エ：本則ウイスキー等である。  
総合解説：本則税率と措置法特例を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q084

課税標準・税率 &gt; 税率の特例 | 難易度：標準

問題：租税特別措置法の低アルコール蒸留酒等の税率特例が適用されるアルコール分10度のスピリッツ1kl当たり税率はいくらか。

ア：80,000円。加算はない。  
イ：120,000円。4度分を加算する。  
ウ：370,000円。本則だけを適用する。  
エ：100,000円。80,000円に8度を超える2度分の20,000円を加算する。

答え・解説

正答：エ

ア：10度では2度分加算。  
イ：超過度数は2度。  
ウ：特例適用前提で本則だけではない。  
エ：9度以上13度未満の所定酒類は80,000円に8度超1度ごと10,000円を加算する。  
総合解説：低度数特例は本則との差が大きい。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q085

課税標準・税率 &gt; 税率の特例 | 難易度：標準

問題：令和6年度～令和10年度の一定の酒税軽減措置について、前年度の総課税移出数量に関する基本的な対象規模として最も適切なものはどれか。

ア：前年度の総課税移出数量が3,000kl以下であることなどの要件を満たす酒類製造者。

イ：前年度総課税移出数量が必ず10,000kl超であること。

ウ：数量に関係なく全製造者が対象。

エ：輸入業者だけが対象。

答え・解説

正答：ア

ア：中小酒類製造者向け軽減措置には前年度総課税移出数量3,000kl以下等の要件がある。

イ：大規模数量側ではない。

ウ：一定規模以下の制度である。

エ：製造者向け措置である。

総合解説：数量要件に加え欠格事由・実績報告等も確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q086

課税標準・税率 &gt; 税率の特例 | 難易度：応用

問題：一定の中小酒類製造者向け軽減措置で、当年度酒税累計額5,000万円以下、前年度の対象品目課税移出数量400kl以下の区分に該当する場合の軽減割合として正しいものはどれか。

ア：15%。

イ：20%。

ウ：10%。

エ：5%。

答え・解説

正答：イ

ア：400kl超1,000kl以下等である。

イ：当該最小規模区分では軽減割合20%。

ウ：さらに大きい数量区分等である。

エ：最も大きい数量区分等である。

総合解説：累計税額と前年度品目別数量の二軸で判定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q087

課税標準・税率 &gt; 税率の特例 | 難易度：標準

問題：本則税額500,000円に対し、租税特別措置法上の軽減割合20%が適用される場合、軽減後の酒税額はいくらか。

- ア：100,000円。軽減額だけを税額とする。  
イ：500,000円。軽減を反映しない。  
ウ：400,000円。  
エ：600,000円。20%を加算する。

答え・解説

正答：ウ

ア：100,000円は軽減額である。  
イ：軽減を反映する。  
ウ：500,000円×80% = 400,000円。  
エ：加算ではない。  
総合解説：軽減割合と軽減後税額を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q088

課税標準・税率 &gt; 税率の特例 | 難易度：標準

問題：令和8年9月30日までの一定の経過措置で、対象となる清酒・焼酎・果実酒等について前年度の当該品目課税移出数量が1,000kl以下などの要件を満たす場合、当年度の対象200klまでに適用される代表的な軽減割合として最も適切なものはどれか。

- ア：5%。  
イ：7.5%。  
ウ：50%。  
エ：20%。

答え・解説

正答：エ

ア：別品目群と混同している。  
イ：ビール区分等と混同している。  
ウ：50%軽減ではない。  
エ：対象品目群の前年度1,000kl以下区分には20%軽減がある。  
総合解説：品目・前年度数量・当年度対象数量を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q089

課税標準・税率 &gt; 税率の特例 | 難易度：応用

問題：令和8年9月30日までの一定の経過措置で、前年度ビール課税移出数量1,000kl以下などの要件を満たす製造者が、当年度の対象200klまでのビールについて適用できる代表的な軽減割合はどれか。

- ア：15%。
- イ：20%。
- ウ：7.5%。
- エ：5%。

答え・解説

正答：ア

ア：ビールの前年度1,000kl以下区分では15%の軽減割合が設定されている。  
イ：清酒等の一部品目群である。  
ウ：この金額・割合は当該区分の適用値ではない。  
エ：ビールの上段数量区分等と混同している。  
総合解説：経過措置は品目別に軽減割合が異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q090

課税標準・税率 &gt; 税率の特例 | 難易度：応用

問題：令和8年度の酒税計算で税率の特例を適用する場合の基本的な順序として最も適切なものはどれか。

- ア：先に最も低い特例税率を任意選択し後から品目を決める。
- イ：品目・アルコール分等に基づき本則税額を算出し、適用要件を確認した上で租税特別措置法等の軽減を反映して酒税額を求める。
- ウ：製造原価へ軽減率を掛けて本則税額を作る。
- エ：特例があれば課税標準数量は不要になる。

答え・解説

正答：イ

ア：特例は要件に基づく。  
イ：令和8年度第二問でも本則税額と特例適用後酒税額を分けて求める。  
ウ：原価課税ではない。  
エ：数量課税の前提は残る。  
総合解説：品目→課税標準→本則税額→特例後税額の順序を固定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q091 免税・控除 &gt; 輸出免税 | 難易度：基礎

問題：酒税の輸出免税制度の趣旨として最も適切なものはどれか。

ア：国内で消費されない輸出酒類に国内消費税である酒税を負担させないため、一定要件の下で製造場からの輸出目的移出を免税する。

イ：輸出酒類の販売価格を高くするため。

ウ：輸出業者の法人税を免除するため。

エ：外国で製造された酒類だけを非課税にするため。

## 答え・解説 正答：ア

ア：酒税は国内消費を前提とするため輸出目的移出には例外的な免税制度がある。

イ：価格政策ではない。

ウ：法人税の制度ではない。

エ：国内製造酒類の輸出も対象になり得る。

総合解説：移出時課税の原則に対する消費地課税上の例外である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q092 免税・控除 &gt; 輸出免税 | 難易度：標準

問題：酒類製造者が自己の製造場から酒類を外国へ輸出する目的で移出した。法定手続も満たしている。この場合の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：移出した以上必ず酒税を納付する。

イ：輸出免税の適用により、その移出に係る酒税は免除される。

ウ：輸出免税は輸入業者にしか使えない。

エ：販売価格が無償の場合だけ免税される。

## 答え・解説 正答：イ

ア：法定免税がある。

イ：製造者による輸出目的の移出は輸出免税の典型である。

ウ：輸入制度ではない。

エ：有償・無償だけで決まらない。

総合解説：輸出目的と所定手続の双方を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q093

免税・控除 &gt; 輸出免税 | 難易度：基礎

問題：酒税の輸出免税を受けるための納税申告について最も適切なものはどれか。

ア：期限後申告でも常に同じ条件で免税される。

イ：輸出免税なら納税申告書自体を提出しない。

ウ：輸出免税対象酒類の税率適用区分と数量を、期限内の酒税納税申告書に記載する。

エ：所得税の確定申告書にだけ記載する。

答え・解説

正答：ウ

ア：期限内申告要件がある。

イ：輸出のみの月でも申告が必要な場合がある。

ウ：国税庁は期限内申告書への所定事項記載を輸出免税の要件としている。

エ：酒税の申告で処理する。

総合解説：実体要件に加えて手続要件を満たす必要がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q094

免税・控除 &gt; 輸出免税 | 難易度：基礎

問題：輸出免税の証拠関係で帳簿に記載すべき事項として最も適切なものはどれか。

ア：製造者の趣味だけ。

イ：輸出先国の法人税率だけ。

ウ：商品の広告費だけ。

エ：税率適用区分・数量、輸出年月日・仕向地、輸出港所轄税関等の必要事項。

答え・解説

正答：エ

ア：法定記録事項ではない。

イ：酒税輸出免税の証明事項ではない。

ウ：広告費は証明事項ではない。

エ：輸出許可証等に基づく必要事項を帳簿に記載する。

総合解説：輸出の事実と対象酒類を追跡できる記録が求められる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q095

免税・控除 &gt; 輸出免税 | 難易度：標準

問題：輸出許可証等そのものに輸出免税の必要記載事項がすべて記載されている場合の帳簿記載について最も適切なものはどれか。

- ア：その輸出許可証等を保存していれば、同じ必要事項を別途帳簿に重複記載しなくてもよい。
- イ：必ず同じ事項を10回転記しなければならない。
- ウ：輸出許可証等は保存してはならない。
- エ：輸出許可証等があれば期限内申告も不要になる。

答え・解説

正答：ア

- ア：必要事項入りの輸出許可証等の保存で別途記帳を省略できる取扱いがある。
  - イ：重複記帳は要求されていない。
  - ウ：証拠書類は保存対象である。
  - エ：期限内申告要件は別である。
- 総合解説：証拠保存と納税申告は別々の要件として整理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q096

免税・控除 &gt; 輸出免税 | 難易度：標準

問題：製造場から輸出目的で酒類を移出した後、梱包のため運送業者の倉庫を経由して外国へ輸出した。その他の要件を満たす場合の取扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア：製造場から港へ直送しない限り絶対に免税不可。
- イ：倉庫を経由していても、基本的に輸出免税の適用を受けることができる。
- ウ：倉庫を経由すると自動的に国内販売となる。
- エ：倉庫経由の場合は酒税が2倍になる。

答え・解説

正答：イ

- ア：直送限定ではない。
  - イ：国税庁Q&Aは梱包のための運送業者倉庫経由でも基本的に輸出免税可能としている。
  - ウ：国内販売への自動転換ではない。
  - エ：加重課税制度ではない。
- 総合解説：物流経路より輸出目的・輸出事実・手続の実質が重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q097 免税・控除 &gt; 輸出免税 | 難易度：標準

問題：製造者が輸出目的で移出した酒類を、実際には別の輸出業者が外国へ輸出した。輸出免税の帳簿記載で追加的に重要となる事項はどれか。

- ア：輸出業者の家族構成。
- イ：製造者の前年所得。
- ウ：実際に輸出した者の住所及び氏名又は名称。
- エ：港湾会社の株主名簿。

## 答え・解説 正答：ウ

- ア：必要記載事項ではない。
  - イ：酒税輸出免税と無関係である。
  - ウ：製造者以外の者が輸出した場合には、その輸出者の住所・氏名又は名称も必要記載事項となる。
  - エ：通常必要ない。
- 総合解説：製造者から実際の輸出者までの取引追跡を可能にする。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q098 免税・控除 &gt; 輸出免税 | 難易度：標準

問題：酒類を輸出目的で移出したが、期限内申告や輸出事実を明らかにする所定の記録・証拠要件を満たしていない。この場合の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア：実際に国外へ出れば手続不備は常に無関係。
- イ：証拠がなくても無条件で永久免税。
- ウ：酒税ではなく所得税だけが課される。
- エ：輸出免税の要件を満たさず、移出の事実に基づく酒税の納税義務が生じ得る。

## 答え・解説 正答：エ

- ア：手続要件も必要である。
  - イ：無条件免税ではない。
  - ウ：酒税の問題である。
  - エ：免税は法定手続を含む要件を満たして初めて適用される。
- 総合解説：免税規定は要件欠缺時の課税リスクまで押さえる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q099 免税・控除 &gt; 輸出免税 | 難易度：応用

問題：1kl当たり100,000円の税率が適用される酒類0.4klを、輸出免税の要件を満たして移出した。この移出について免除される本則酒税額はいくらか。

- ア：40,000円。  
イ：4,000円。  
ウ：100,000円。  
エ：250,000円。

## 答え・解説 正答：ア

ア：100,000円×0.4kl=40,000円である。  
イ：0.04klとしている。  
ウ：1kl分の税額である。  
エ：数量換算が誤っている。  
総合解説：輸出免税でも免除対象税額の把握には数量×税率の計算が必要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q100 免税・控除 &gt; 輸出免税 | 難易度：応用

問題：酒類を製造場から搬出する二つのケースの制度区分として最も適切なものはどれか。 外国へ輸出する目的で搬出、 他の酒類製造場で原料として使用するため法定要件を満たして搬出。

- ア： も も必ず通常課税移出。  
イ： は輸出免税、 は未納税移出の対象となり得る。  
ウ： は未納税移出、 は輸出免税。  
エ： も も酒税法の対象外。

## 答え・解説 正答：イ

ア：法定免税制度がある。  
イ：輸出免税は国外消費、未納税移出は課税繰延べ・二重課税防止等の国内移送制度である。  
ウ：制度の対応が逆である。  
エ：いずれも酒税法上の制度である。  
総合解説：目的地と移出目的を見て制度を選択する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q101 免税・控除 &gt; 未納税移出 | 難易度：基礎

問題：他の製造場で原料使用等を予定する一定の酒類について、通常の課税移出ではなく未納税移出として取り扱う制度効果の説明として最も適切なものはどれか。

ア：すべての国内販売を非課税にする。

イ：製造免許を不要にする。

ウ：酒類が直ちに最終消費へ入らず、他の製造場で原料使用・再移出等される一定の場合に、移出時課税を免除して二重課税等を防ぐ。

エ：酒類の販売価格を統制する。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：一般販売免税ではない。

イ：免許制度とは別である。

ウ：未納税移出は特定の移送について移出段階の酒税を免除する制度である。

エ：価格統制制度ではない。

総合解説：未納税移出は最終消費前の一定移送で移出段階の課税を行わず、後続段階での課税との重複等を避ける制度である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q102 免税・控除 &gt; 未納税移出 | 難易度：標準

問題：甲製造場から乙製造場へ、乙で別の酒類の原料として使用する目的で酒類を搬出し、法定要件を満たした。この取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：必ず通常課税移出だけとなる。

イ：輸出免税となる。

ウ：保税地域からの引取りとなる。

エ：未納税移出の対象となり得る。

## 答え・解説 正答：エ

ア：要件を満たせば免税制度がある。

イ：外国輸出ではない。

ウ：輸入取引ではない。

エ：他の製造場で酒類原料として使用される一定の酒類は未納税移出対象となる。

総合解説：移入先での用途が適用可否の重要要素である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q103

免税・控除 &gt; 未納税移出 | 難易度：基礎

問題：酒税の未納税移出について、原則的な手続の考え方として最も適切なものはどれか。

ア：自主的な申告納税制度を前提に、一定の未納税移出は期限内納税申告書に併せて事後申告する仕組みがある。

イ：すべて事前の裁判所許可が必要。

ウ：申告は一切不要。

エ：移入者だけが申告し移出者は何も記録しない。

答え・解説

正答：ア

ア：未納税移出には事後申告制度が設けられている。

イ：裁判所許可ではない。

ウ：所定申告が必要である。

エ：移出者側にも手続がある。

総合解説：酒税保全上必要な場合には別途承認制度もある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q104

免税・控除 &gt; 未納税移出 | 難易度：標準

問題：事後申告による未納税移出で、移出者側の手続として最も適切なものはどれか。

ア：翌年の所得税申告まで何もしない。

イ：移出月分の期限内納税申告書に、未納税移出対象であることや移入の事実等の明細を記載した書類を添付する。

ウ：移出数量を帳簿から消去する。

エ：相手方の販売業免許番号だけを口頭で伝える。

答え・解説

正答：イ

ア：酒税の月次申告で扱う。

イ：未納税移出には期限内申告と所定明細の添付が必要となる。

ウ：記録を消すのではない。

エ：口頭連絡だけでは手続を満たさない。

総合解説：免税制度でも数量・移入事実を追跡できる手続が必要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q105

免税・控除 &gt; 未納税移出 | 難易度：基礎

問題：未納税移出された酒類を所定の場所へ移入した者が提出する未納税移入申告書の原則的な提出時期として最も適切なものはどれか。

ア：移入した日の翌日まで。

イ：移入した年の翌年3月15日まで。

ウ：移入した月の翌月末日まで。

エ：移入後10年以内。

答え・解説

正答：ウ

ア：翌日ではない。

イ：所得税期限ではない。

ウ：国税庁の出題解説では移入者は移入翌月末日までに所定申告書を提出としている。

エ：10年ではない。

総合解説：移出者の納税申告と移入者の移入申告を分けて整理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q106

免税・控除 &gt; 未納税移出 | 難易度：標準

問題：未納税移出について酒税の取締り・保全上特に必要と認められる事情がある場合の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：どのような場合も事前承認制度は存在しない。

イ：必ず輸出免税へ変更する。

ウ：酒税の滞納があっても承認審査には影響しない。

エ：事後申告だけでなく、許可的性格を持つ承認制度が適用される場合がある。

答え・解説

正答：エ

ア：承認制度がある。

イ：輸出制度とは別である。

ウ：滞納等は保全上の判断材料となる。

エ：酒税保全上の事情に応じて承認制度が用いられる。

総合解説：原則的事後申告と例外的承認の二層構造を理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q107 免税・控除 &gt; 未納税移出 | 難易度：標準

問題：輸出酒類を一時蔵置するため、酒税法上の許可を受けた蔵置場へ一定の要件で酒類を未納税移出する場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア：蔵置場は未納税移出制度で認められる移入場所の一つとなり得る。

イ：蔵置場は酒税法と無関係な一般倉庫を意味するだけ。

ウ：蔵置場への移出は常に通常課税しかない。

エ：蔵置場では酒類を保管できない。

## 答え・解説 正答：ア

ア：酒税法上の蔵置場には輸出酒類の蔵置場など複数の態様がある。

イ：許可・要件を伴う法的施設である。

ウ：未納税移出が認められる場合がある。

エ：酒類蔵置のための制度である。

総合解説：移入場所の法的資格も未納税移出判定の要素である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q108 免税・控除 &gt; 未納税移出 | 難易度：応用

問題：未納税移入した酒類について税務署長から他の酒類と区分して蔵置するよう命じられたのに従わなかった場合、未納税移出制度上の影響として最も適切なものはどれか。

ア：何の影響もない。

イ：酒税の取締り・保全上不適当な事情として、未納税移出の承認等に影響し得る。

ウ：その酒類が自動的に輸出酒類になる。

エ：販売業免許が自動的に全国免許へ変わる。

## 答え・解説 正答：イ

ア：制度運用に影響する。

イ：通達は区分蔵置命令違反を保全上不適当な事情の一つとしている。

ウ：輸出への転換ではない。

エ：免許拡張制度ではない。

総合解説：未納税酒類は課税済み酒類との区分管理が重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q109 免税・控除 &gt; 未納税移出 | 難易度：標準

問題：ある月に同一税率の酒類2.5klを製造場から搬出し、そのうち0.5klが未納税移出の要件を満たした。ほかに免税はない。通常の課税数量はいくらか。

- ア：0.5kl。
- イ：2.5kl。
- ウ：2.0kl。
- エ：3.0kl。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：未納税分だけを課税している。  
イ：未納税移出を控除していない。  
ウ： $2.5\text{kl} - 0.5\text{kl} = 2.0\text{kl}$ が通常課税数量となる。  
エ：数量を加算している。  
総合解説：課税数量計算では免税数量を正確に区分する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q110 免税・控除 &gt; 未納税移出 | 難易度：応用

問題：製造場から小売業者へ通常販売のため酒類を出荷したケースと、他の製造場へ原料使用目的で法定要件を満たして搬出したケースを比較した説明として最も適切なものはどれか。

- ア：両方とも必ず未納税移出。
- イ：前者が輸出免税、後者が通常課税。
- ウ：両方とも酒税法上の移出ではない。
- エ：前者は原則課税移出、後者は未納税移出の対象となり得る。

## 答え・解説 正答：エ

ア：一般販売は免税対象ではない。  
イ：制度が逆である。  
ウ：どちらも移出に関係する。  
エ：通常販売は移出時課税、特定用途・移入場所の要件を満たす場合に未納税移出が認められる。  
総合解説：搬出先と目的により課税・免税を判定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q111 免税・控除 &gt; 戻入れ・移入れ・控除還付 | 難易度：基礎

問題：酒税法第30条にいう「戻入れ」の意義として最も適切なものはどれか。  
ア：製造場から移出した酒類を、その移出元の製造場に戻し入れること。  
イ：他社の製造場へ初めて搬入すること。  
ウ：酒類を保税地域から国内へ引き取ること。  
エ：製造場内で酒類を飲用すること。

## 答え・解説 正答：ア

ア：戻入れは移出元製造場への返還をいう。  
イ：これは移入れである。  
ウ：これは輸入引取りである。  
エ：みなし移出の論点である。  
総合解説：返品等による課税状態の巻戻しを調整する制度である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q112 免税・控除 &gt; 戻入れ・移入れ・控除還付 | 難易度：標準

問題：製造場から卸売業者へ移出した酒類が、さらに小売業者へ渡った後、小売業者から移出元製造場へ返品された。戻入れ該当性として最も適切なものはどれか。  
ア：卸売業者から直接戻らない限り絶対に戻入れではない。  
イ：直接の移出先からの返品でなくても、移出元製造場へ戻れば戻入れとなり得る。  
ウ：小売業者経由なら輸入酒類になる。  
エ：返品経路に関係なく販売業免許が消滅する。

## 答え・解説 正答：イ

ア：直接性は要件ではない。  
イ：戻入れは直接の移出先から戻されたかを問わない。  
ウ：輸入ではない。  
エ：免許消滅の制度ではない。  
総合解説：戻入れでは酒類の同一性と戻入先が重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q113 免税・控除 &gt; 戻入れ・移入れ・控除還付 | 難易度：基礎

問題：課税移出後に割水・容器詰替え・包装変更等の加工がされ、移出酒類と同一であるか判別困難となった酒類が戻ってきた。原則的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：加工の程度に関係なく必ず戻入れ控除。

イ：加工すると酒税が自動的に全額還付される。

ウ：原則として「その製造場から移出した酒類」には含まれず、通常の戻入れ控除の対象とならない。

エ：加工後は必ず輸出免税になる。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：同一性確認が必要である。

イ：自動還付ではない。

ウ：通達は同一性判別が困難な加工後酒類を原則対象外としている。

エ：輸出ではない。

総合解説：例外的に確実な証明等がある場合は別途検討する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q114 免税・控除 &gt; 戻入れ・移入れ・控除還付 | 難易度：標準

問題：課税済酒類が移出元製造場へ戻入れされた場合、酒税相当額の控除を行う時期の基本として最も適切なものはどれか。

ア：移出から10年後に限る。

イ：戻入れ当日に現金で必ず返金される。

ウ：販売先の所得税申告で控除する。

エ：戻入れの日の属する月以後に提出期限が到来する期限内納税申告書等で控除する。

## 答え・解説 正答：エ

ア：10年後固定ではない。

イ：即日現金返金制度ではない。

ウ：酒税申告で扱う。

エ：戻入れ月以後の期限内酒税申告で控除を行う。

総合解説：同月移出・同月戻入れには別の時期ルールもある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q115 免税・控除 &gt; 戻入れ・移入れ・控除還付 | 難易度：標準

問題：ある酒類を5月に移出し、同じ5月中に同一製造場へ戻入れた。通常に戻入れ控除の時期について最も適切なものはどれか。

ア：原則として、その月の翌月以後に提出期限が到来する申告書等で控除する。

イ：5月分申告より前の4月分申告で控除する。

ウ：同月なら控除制度は永久に使えない。

エ：必ず輸出免税へ変更する。

## 答え・解説 正答：ア

ア：移出日と戻入日が同じ月に属する場合、通達は翌月以後の申告での控除を示す。

イ：過去月へ遡らない。

ウ：控除不可ではない。

エ：輸出制度ではない。

総合解説：同月戻入は通常に戻入れ時期ルールの例外として整理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q116 免税・控除 &gt; 戻入れ・移入れ・控除還付 | 難易度：基礎

問題：課税済酒類を他の製造場へ移入し、その製造場からさらに課税移出した場合に二重課税を調整する制度として最も適切なものはどれか。

ア：輸出免税だけ。

イ：再移出控除。

ウ：事業者免税点制度。

エ：所得控除。

## 答え・解説 正答：イ

ア：国外輸出に限る制度ではない。

イ：移入した課税済酒類をさらに移出する場合には再移出控除が設けられている。

ウ：消費税の制度ではない。

エ：所得税制度ではない。

総合解説：課税済み酒類の再課税を防ぐための控除である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q117 免税・控除 &gt; 戻入れ・移入れ・控除還付 | 難易度：標準

問題：移入した課税済酒類と蔵内酒を混和後に再移出し、再移出控除額を算定する際の原則的な按分基準として最も適切なものはどれか。

- ア：販売価格比だけ。
- イ：容器の色の比率。
- ウ：アルコール分の総量による比率。
- エ：製造者が自由に決める比率。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：価格比ではない。  
イ：物理的外観は基準ではない。  
ウ：通達は再移出酒類中の移入酒類数量・税額をアルコール総量で按分する。  
エ：任意比率ではない。  
総合解説：混和後も移入酒類相当分を合理的に追跡するための方法である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q118 免税・控除 &gt; 戻入れ・移入れ・控除還付 | 難易度：応用

問題：他の製造場から移入した課税済酒類を、申告した製造方法に従って新たな酒類の原料として使用した。この場合に適用を検討する控除として最も適切なものはどれか。

- ア：輸出免税。
- イ：未納税移出の取消し。
- ウ：法人税の外国税額控除。
- エ：原料使用控除。

## 答え・解説 正答：エ

ア：国外輸出ではない。  
イ：未納税酒類ではなく課税済酒類の調整である。  
ウ：法人税ではない。  
エ：課税済酒類を申告済み製造方法に従って原料使用した場合には原料使用控除の対象となり得る。  
総合解説：再移出控除と原料使用控除は用途の違いで区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q119

免税・控除 &gt; 戻入れ・移入れ・控除還付 | 難易度：標準

問題：戻入れ・再移出等に係る酒税の控除又は還付を受けるための手続として最も適切なものはどれか。

- ア：期限内の納税申告書に所定の計算・事実を証する書類を添付する。  
イ：口頭で税務署へ伝えるだけでよい。  
ウ：期限後申告でも証拠不要で必ず適用。  
エ：販売価格表だけ保存すればよい。

答え・解説

正答：ア

- ア：第30条関係の控除・還付には期限内申告と所定書類が必要である。  
イ：書面手続が必要である。  
ウ：期限内申告要件がある。  
エ：戻入れ・移入れ事実の証明が必要である。  
総合解説：実体要件だけでなく証憑・申告要件を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q120

免税・控除 &gt; 戻入れ・移入れ・控除還付 | 難易度：応用

- 問題：課税移出時に酒税60,000円が課された酒類が、同一性を保ったまま移出元製造場へ全量戻入れされた。控除要件を満たし、他の調整はない。この戻入れに係る控除対象酒税額はいくらか。  
ア：6,000円。  
イ：60,000円。  
ウ：30,000円。  
エ：120,000円。

答え・解説

正答：イ

- ア：10％だけではない。  
イ：全量戻入れで、当該移出により納付済み又は納付すべき酒税額60,000円が控除対象となる。  
ウ：半額固定ではない。  
エ：倍額にはならない。  
総合解説：戻入れ控除は二重負担を避けるため当初課税額を基礎にする。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q121

申告・免許・総合 &gt; 申告納付・期限 | 難易度：基礎

問題：酒類製造者が5月中に製造場から酒類を課税移出した場合、酒税納税申告書の原則的な提出期限はいつか。

ア：5月31日。

イ：7月31日。

ウ：6月30日（5月の翌月末日）。

エ：翌年3月15日。

答え・解説

正答：ウ

ア：移出月末ではない。

イ：7月末は原則納期限である。

ウ：酒類製造者は移出月分の申告書をその翌月末日までに提出する。

エ：所得税の期限ではない。

総合解説：申告期限と納期限を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q122

申告・免許・総合 &gt; 申告納付・期限 | 難易度：基礎

問題：5月に課税移出した酒類に係る酒税の原則的な納付期限はいつか。

ア：5月31日。

イ：6月30日。

ウ：翌年3月31日。

エ：7月31日（移出月の翌々月末日）。

答え・解説

正答：エ

ア：移出月末ではない。

イ：6月末は原則申告期限である。

ウ：暦年申告ではない。

エ：酒税は移出月の翌々月末日までに納付する。

総合解説：5月移出なら6月末申告、7月末納付が基本である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q123

申告・免許・総合 &gt; 申告納付・期限 | 難易度：基礎

問題：同一法人が同一税務署管内に二つの酒類製造場を有する場合、月分酒税申告について最も適切なものはどれか。

ア：原則として各製造場ごとに納税申告書を提出する。

イ：法人単位で必ず1枚に合算する。

ウ：本店所在地だけで申告し製造場別申告は不要。

エ：販売場ごとにのみ申告する。

答え・解説

正答：ア

ア：酒税納税申告書は製造場ごとに提出する。

イ：同一法人でも製造場単位である。

ウ：本店一本化ではない。

エ：製造場からの移出に係る申告である。

総合解説：酒税は製造場単位の管理が重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q124

申告・免許・総合 &gt; 申告納付・期限 | 難易度：標準

問題：酒類製造場からある月に酒類の移出が一切なかった。通常の月分酒税納税申告について最も適切なものはどれか。

ア：移出がなくても必ず1円の申告をする。

イ：原則として、その月分の納税申告書の提出は必要ない。

ウ：翌月の移出数量を見積もって申告する。

エ：販売業者が代わりに申告する。

答え・解説

正答：イ

ア：ゼロ税額申告を常に要求しない。

イ：国税庁の手引は移出がなかった月分について納税申告書不要としている。

ウ：見積申告制度ではない。

エ：製造者の申告制度である。

総合解説：ただし輸出免税のみの移出がある月などは別途申告が必要となる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q125

申告・免許・総合 &gt; 申告納付・期限 | 難易度：標準

問題：ある月の製造場からの移出が、輸出免税の要件を満たす輸出目的移出だけで、納付すべき酒税額が0円となる場合の申告として最も適切なものはどれか。

ア：税額0円なので申告は絶対不要。

イ：翌年の法人税申告まで待つ。

ウ：輸出免税の適用を受けるため、期限内の酒税納税申告書を提出する必要がある。

エ：輸出先の税務当局にだけ申告する。

答え・解説

正答：ウ

ア：免税要件上申告が必要である。

イ：酒税月分申告で扱う。

ウ：輸出免税は期限内申告を要件とし、輸出のみで納付額0円の月も申告が必要である。

エ：国内の酒税手続である。

総合解説：「移出なし」と「免税移出あり」を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q126

申告・免許・総合 &gt; 申告納付・期限 | 難易度：標準

問題：酒税の申告期限と納付期限に遅れた場合の一般的な税務上の影響として最も適切なものはどれか。

ア：いずれも必ず酒税免除になる。

イ：申告遅延は販売業免許が自動的に全国免許へ変わる。

ウ：納付遅延でも利息的負担は一切ない。

エ：申告遅延等では加算税、納付遅延では延滞税が課される場合がある。

答え・解説

正答：エ

ア：免除にはならない。

イ：免許拡張制度ではない。

ウ：延滞税が課される場合がある。

エ：申告・納付の遅延には国税通則法上の附帯税が関係する。

総合解説：本税と附帯税を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q127

申告・免許・総合 &gt; 申告納付・期限 | 難易度：標準

問題：酒税納税申告の提出方法として最も適切なものはどれか。

ア：所定の酒税納税申告はe-Taxによる提出も可能である。

イ：紙以外の提出方法は法律上禁止されている。

ウ：酒税は地方税ポータルだけで申告する。

エ：電話口で税額を伝えるだけで申告となる。

答え・解説

正答：ア

ア：国税庁はe-Taxで酒税納税申告の手続を提供している。

イ：電子申告が可能である。

ウ：国税である。

エ：所定の申告書提出が必要である。

総合解説：申告方法と申告期限は別々に確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q128

申告・免許・総合 &gt; 申告納付・期限 | 難易度：応用

問題：酒類製造者の月分酒税納税申告書に記載する基本項目として最も適切なものはどれか。

ア：製造者の家族構成だけ。

イ：税率適用区分ごとの課税標準数量、酒税額、免税・控除関係の所定事項等。

ウ：従業員の所得税額だけ。

エ：販売店の固定資産税額だけ。

答え・解説

正答：イ

ア：酒税計算と無関係である。

イ：酒税申告では数量・税率区分・税額・免税控除等を明らかにする。

ウ：別税目である。

エ：別税目である。

総合解説：酒税は数量課税なので数量情報が中心となる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q129

申告・免許・総合 &gt; 申告納付・期限 | 難易度：標準

問題：月分酒税申告で、税率区分ごとの税額・控除額を所定方法で計算した後の差引納付税額に100円未満の端数が生じた場合の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア：100円未満を必ず切り上げる。
- イ：1,000円未満を必ず切り捨てる。
- ウ：100円未満の端数を切り捨てる。
- エ：端数処理は一切行わない。

答え・解説

正答：ウ

ア：切上げではない。  
イ：基準は1,000円未満ではない。  
ウ：通達では差引税額の100円未満の端数を切り捨てる。  
エ：所定端数処理がある。  
総合解説：税率区分別の1円未満処理と最終差引額の100円未満処理を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q130

申告・免許・総合 &gt; 申告納付・期限 | 難易度：応用

問題：8月20日に課税移出があり、その月に他の移出もあった。通常の月分申告・納付の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア：申告・納付とも8月末日まで。
- イ：申告は10月末、納付は9月末。
- ウ：申告・納付とも翌年3月末。
- エ：8月分申告は9月末日まで、納付は10月末日まで。

答え・解説

正答：エ

ア：期限が早すぎる。  
イ：申告と納付が逆である。  
ウ：年次申告ではない。  
エ：移出月の翌月末が申告期限、翌々月末が納期限である。  
総合解説：月次で申告と納付の期限を一月ずらして整理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q131 申告・免許・総合 &gt; 製造・販売業免許 | 難易度：基礎

問題：酒類製造免許の基本的な免許単位として最も適切なものはどれか。

ア：製造しようとする酒類の品目別かつ製造場ごと。

イ：法人全体で一つあれば全品目・全国で自由。

ウ：販売場ごとだけ。

エ：都道府県ごとに一律一免許。

## 答え・解説 正答：ア

ア：酒類製造免許は品目別・製造場ごとに受ける。

イ：包括全国免許ではない。

ウ：製造免許の単位は販売場だけではない。

エ：都道府県単位ではない。

総合解説：製造品目と製造場所の両方が免許範囲を決める。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q132 申告・免許・総合 &gt; 製造・販売業免許 | 難易度：標準

問題：酒類製造免許の審査事項として最も適切なものはどれか。

ア：申請者の好きな酒の銘柄だけ。

イ：法令遵守状況、経営の基礎、製造技術能力、製造設備、最低製造数量基準等。

ウ：従業員の人数だけ。

エ：製品価格が必ず全国最安値かどうか。

## 答え・解説 正答：イ

ア：審査項目として不十分である。

イ：製造免許は人的・経営・技術・設備・数量等を総合審査する。

ウ：人数だけで決まらない。

エ：価格統制の免許ではない。

総合解説：酒税保全と適正な製造体制が審査の中心となる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q133

申告・免許・総合 &gt; 製造・販売業免許 | 難易度：基礎

問題：酒類販売業免許の基本的な免許単位として正しいものはどれか。

ア：法人全体で一つあれば全支店に自動適用。

イ：製造品目ごとだけ。

ウ：販売場ごと。

エ：消費者一人ごと。

答え・解説

正答：ウ

ア：支店等には別免許が必要となり得る。

イ：販売免許は製造品目単位だけではない。

ウ：酒類販売業免許は販売場ごとに受ける。

エ：顧客単位ではない。

総合解説：本店免許が支店へ自動拡張されるわけではない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q134

申告・免許・総合 &gt; 製造・販売業免許 | 難易度：標準

問題：酒類製造者が、その製造免許を受けた製造場で、その製造場について免許を受けた品目と同一品目の酒類を販売する場合の販売業免許について最も適切なものはどれか。

ア：必ず販売業免許を別途受けなければ1本も販売できない。

イ：製造免許があれば全国すべての販売場で無免許販売できる。

ウ：同一品目かどうかは無関係である。

エ：一定の範囲では別途の酒類販売業免許を受ける必要はない。

答え・解説

正答：エ

ア：法定例外がある。

イ：製造場外の全国販売まで包含しない。

ウ：品目範囲が関係する。

エ：製造場における一定の自製酒等の販売には販売業免許の例外がある。

総合解説：製造免許と販売業免許の関係を場所・品目で判定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q135

申告・免許・総合 &gt; 製造・販売業免許 | 難易度：標準

問題：会社が本店で一般酒類小売業免許を受けているが、新たに別所在地の支店でも継続して酒類を小売したい。この場合の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：支店についても、その販売場所在地の所轄税務署長から販売業免許を受ける必要がある。

イ：本店免許が全国支店へ自動的に及ぶ。

ウ：支店では酒類販売が法律上永久に禁止される。

エ：製造免許だけを取ればよい。

答え・解説

正答：ア

ア：販売業免許は販売場ごとである。

イ：自動拡張しない。

ウ：免許を受ければ販売可能である。

エ：販売業には販売業免許が基本である。

総合解説：チェーン展開でも販売場単位で免許を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q136

申告・免許・総合 &gt; 製造・販売業免許 | 難易度：基礎

問題：酒場が店内飲用だけでなく、客が店外で飲むことを予定して瓶詰酒類を継続販売する場合の販売業免許について最も適切なものはどれか。

ア：飲食店なら場外販売でも常に免許不要。

イ：酒類販売業免許が必要となる。

ウ：食品衛生許可があれば酒類販売業免許は絶対不要。

エ：酒税法上は自動的に製造免許扱いとなる。

答え・解説

正答：イ

ア：店内提供の例外と異なる。

イ：営業場外で飲用されることを予知して継続販売する場合は販売業免許が必要とされる。

ウ：別法令許可で酒税法免許が当然不要にはならない。

エ：製造行為ではない。

総合解説：店内提供と持ち帰り販売を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q137

申告・免許・総合 &gt; 製造・販売業免許 | 難易度：標準

問題：個人で酒類販売業免許を受けていた者が事業を法人化し、新法人が同じ場所で販売を続ける場合の免許について最も適切なものはどれか。

ア：個人免許が自動的に法人へ承継される。

イ：法人化すると酒類販売業免許自体が不要になる。

ウ：免許は特定の者に効力を有するため、新法人へ自動承継されず、原則として新たな免許申請が必要である。

エ：商号が似ていれば申請不要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：自動承継ではない。

イ：法人にも免許制度がある。

ウ：免許は人的に特定され、法人成りで当然承継されない。

エ：商号類似は根拠にならない。

総合解説：組織変更時には免許主体の変更を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q138

申告・免許・総合 &gt; 製造・販売業免許 | 難易度：応用

問題：酒類製造・販売業免許の審査について最も適切な説明はどれか。

ア：申請書を提出すれば無条件で即日免許される。

イ：酒税滞納歴等は一切審査対象にならない。

ウ：製造設備や経営基礎は審査してはならない。

エ：酒税法第10条の人的・場所的・経営基礎等の拒否要件や、製造免許では最低製造数量基準等も確認される。

答え・解説

正答：エ

ア：無条件付与ではない。

イ：法令遵守・納税状況等が関係する。

ウ：設備・経営基礎も審査対象である。

エ：免許は酒税保全等の観点から法定要件の審査を受ける。

総合解説：免許制度は形式的届出ではなく要件審査を伴う。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q139

申告・免許・総合 &gt; 総合計算・判定 | 難易度：基礎

問題：令和8年9月30日までの税率を用いる。清酒1.2klを通常課税移出し、他の免税・控除はない。1kl当たり税率100,000円の場合、本則酒税額はいくらか。

- ア：120,000円。  
イ：100,000円。  
ウ：12,000円。  
エ：1,200,000円。

答え・解説

正答：ア

ア：1.2kl × 100,000円 = 120,000円。

イ：1kl分だけである。

ウ：0.12kl相当である。

エ：12kl相当である。

総合解説：品目判定後、課税数量へ対応税率を乗じる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q140

申告・免許・総合 &gt; 総合計算・判定 | 難易度：応用

問題：清酒を合計2.0kl移出し、そのうち0.5klが輸出免税要件を満たす。清酒税率を1kl当たり100,000円とすると、納付計算の本則税額はいくらか。他の控除はない。

- ア：50,000円。  
イ：150,000円。  
ウ：200,000円。  
エ：250,000円。

答え・解説

正答：イ

ア：輸出分だけを課税している。

イ：通常課税数量は2.0 - 0.5 = 1.5klで、1.5 × 100,000 = 150,000円。

ウ：免税分を除外していない。

エ：数量を加算している。

総合解説：総移出数量から免税数量を区分して課税数量を求める。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q141 申告・免許・総合 &gt; 総合計算・判定 | 難易度：基礎

問題：同一税率100,000円/klの酒類を3.0kl搬出し、うち0.8klが未納税移出要件を満たした。他に免税はない。課税移出分の本則酒税額はいくらか。

- ア：80,000円。
- イ：300,000円。
- ウ：220,000円。
- エ：380,000円。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：未納税分だけを課税している。  
イ：未納税分を除いていない。  
ウ：課税数量は2.2klで、 $2.2 \times 100,000 = 220,000$ 円。  
エ：数量計算が誤っている。  
総合解説：未納税移出数量は通常課税数量から外す。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q142 申告・免許・総合 &gt; 総合計算・判定 | 難易度：標準

問題：当月の課税移出に係る算出酒税額が300,000円で、要件を満たす戻入れ控除額80,000円がある。他の控除はない。差引酒税額はいくらか。

- ア：80,000円。
- イ：300,000円。
- ウ：160,000円。
- エ：220,000円。

## 答え・解説 正答：エ

ア：控除額だけを税額としている。  
イ：控除を反映していない。  
ウ：算出税額から控除額を誤って二重に差し引いている。  
エ： $300,000 \text{円} - 80,000 \text{円} = 220,000 \text{円}$ 。  
総合解説：算出税額から所定控除額を差し引く。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q143

申告・免許・総合 &gt; 総合計算・判定 | 難易度：基礎

問題：税率100,000円/klの酒類2.0klを移出し、0.4klが輸出免税対象である。さらに過去の課税移出酒類について戻入れ控除40,000円の要件を満たす。他の調整はない。差引酒税額はいくらか。

ア：120,000円。  
イ：160,000円。  
ウ：40,000円。  
エ：200,000円。

答え・解説

正答：ア

ア：通常課税 $1.6\text{kl} \times 100,000 = 160,000$ 円から戻入れ控除40,000円を引き120,000円。  
イ：戻入れ控除を差し引いていない。  
ウ：控除額だけである。  
エ：輸出免税も戻入れ控除も反映していない。  
総合解説：免税数量の除外と税額控除は別段階で処理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q144

申告・免許・総合 &gt; 総合計算・判定 | 難易度：標準

問題：令和8年9月30日までの本則で、アルコール分25度の単式蒸留焼酎0.6klを課税移出した。1kl当たり税率250,000円の場合、本則酒税額はいくらか。

ア：250,000円。  
イ：150,000円。  
ウ：60,000円。  
エ：400,000円。

答え・解説

正答：イ

ア：1kl分の税額である。  
イ： $0.6\text{kl} \times 250,000\text{円} = 150,000$ 円。  
ウ：単純に数量を円換算している。  
エ：税率・数量の掛け方が誤っている。  
総合解説：度数に応じた税率確定後に数量を乗じる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q145

申告・免許・総合 &gt; 総合計算・判定 | 難易度：標準

問題：令和8年9月30日まで、アルコール分15度のリキュール0.8klを課税移出した。1kl当たり税率150,000円の場合、本則酒税額はいくらか。

- ア：150,000円。
- イ：80,000円。
- ウ：120,000円。
- エ：187,500円。

答え・解説

正答：ウ

ア：1kl分である。  
イ：数量だけを税額化している。  
ウ： $0.8\text{kl} \times 150,000\text{円} = 120,000\text{円}$ 。  
エ：割り算が不要である。  
総合解説：品目・度数で税率を確定し数量を乗じる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q146

申告・免許・総合 &gt; 総合計算・判定 | 難易度：標準

問題：本則酒税額250,000円について、中小酒類製造者向けの軽減割合20%の適用要件を満たす。軽減後税額はいくらか。

- ア：50,000円。
- イ：250,000円。
- ウ：300,000円。
- エ：200,000円。

答え・解説

正答：エ

ア：50,000円は軽減額である。  
イ：軽減を反映していない。  
ウ：加算ではない。  
エ： $250,000\text{円} \times 80\% = 200,000\text{円}$ 。  
総合解説：本則税額を計算した後に特例軽減を反映する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q147 申告・免許・総合 &gt; 総合計算・判定 | 難易度：標準

問題：酒類0.7klを実際に外国へ輸出したが、輸出免税に必要な期限内申告をしていない。その他の救済事情は考慮しない。基本的な税務判定として最も適切なものはどれか。

ア：輸出の事実だけでは足りず、輸出免税の手続要件不充足により課税となり得る。

イ：国外へ出た事実だけで無条件免税。

ウ：未納税移出へ自動振替。

エ：販売業免許があれば必ず免税。

## 答え・解説 正答：ア

ア：輸出免税には期限内申告等の手続要件がある。

イ：実体と手続の双方が必要である。

ウ：自動振替制度ではない。

エ：販売業免許は免税要件の代替ではない。

総合解説：総合問題では免税対象かだけでなく適用手続も確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q148 申告・免許・総合 &gt; 総合計算・判定 | 難易度：標準

問題：他の製造場で原料使用する目的で酒類を搬出したが、未納税移出に必要な期限内申告・明細等の要件を満たさなかった。基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：目的が原料使用なら手続不要で必ず免税。

イ：未納税移出の免税要件を満たさず、通常の移出課税が生じ得る。

ウ：自動的に輸出免税となる。

エ：酒税の納税義務が永久に消える。

## 答え・解説 正答：イ

ア：目的だけでは足りない。

イ：未納税移出にも所定の手続要件がある。

ウ：輸出ではない。

エ：免税要件不充足なら課税関係が残る。

総合解説：実体要件・移入先要件・申告要件を一体で確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q149 申告・免許・総合 &gt; 総合計算・判定 | 難易度：応用

問題：製造免許を受けずに酒類を製造した事実がある場合の理解として最も適切なものはどれか。  
ア：無免許なら酒類ではなくなるので酒税は一切関係しない。  
イ：酒税を払えば無免許製造が適法になる。  
ウ：無免許製造の法的問題と、その製成・移出等に係る酒税課税関係は別々に検討する必要がある。  
エ：販売業免許があれば製造免許は不要になる。

## 答え・解説 正答：ウ

ア：無免許でも課税物件該当性は別途判断される。  
イ：納税で免許違反は治癒しない。  
ウ：免許違反と課税関係は別の法的論点である。  
エ：製造には原則製造免許が必要である。  
総合解説：総合判断では免許制度と課税計算を混同しない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

## Q150 申告・免許・総合 &gt; 総合計算・判定 | 難易度：応用

問題：酒税法の総合計算・判定問題を解く際の基本的な順序として最も適切なものはどれか。  
ア：販売価格→法人税率→所得控除→酒類品目。  
イ：税率特例を最初に任意選択→品目を後決め。  
ウ：免許の有無だけで全ての酒税額を決める。  
エ：酒類該当性・品目判定→課税原因→課税・免税数量→本則税率・加算額→税率特例→戻入れ等の控除→申告納付。

## 答え・解説 正答：エ

ア：他税目の順序である。  
イ：品目判定が先である。  
ウ：免許と税額計算は関連するが同一ではない。  
エ：酒税は品目・数量・課税原因・免税控除を段階的に処理する。  
総合解説：設問条件を順序立てて処理すると複合問題の取り違えを防げる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03